

砂川市過疎地域自立促進市町村計画

(平成28年度～令和2年度)

令和2年3月 改訂

北海道砂川市

目 次

1. 基本的な事項

(1) 砂川市の概況	1
①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
②過疎の状況	2
③社会経済的発展の方向の概要	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	8
(4) 地域の自立促進の基本方針	13
(5) 計画期間	13
(6) 公共施設等総合管理計画との整合	14

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点	15
①農林業	15
②商工業	16
③産業振興（異業種連携）	18
④労働環境	18
⑤観光	18
(2) その対策	19
(3) 計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	23

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点	24
①道路環境	24
②交通環境	24
③情報通信基盤	26
(2) その対策	26
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	30

4. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	3 0
①循環型社会	3 0
②衛生環境	3 0
③環境保全	3 1
④安全生活環境	3 1
⑤消防・救急	3 1
⑥地域防災	3 2
⑦住環境	3 2
⑧上下水道	3 3
⑨快適空間	3 5
⑩治山・治水	3 5
(2) その対策	3 5
(3) 計画	3 7
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 1

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	4 2
①高齢者福祉	4 2
②子育て支援、母子・父子福祉	4 3
③障がい者福祉	4 3
④地域福祉	4 4
⑤健康	4 4
(2) その対策	4 5
(3) 計画	4 6
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 1

6. 医療の確保

(1) 現況と問題点	5 2
①医療	5 2
(2) その対策	5 3
(3) 計画	5 4
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 4

7. 教育の振興

(1) 現況と問題点	5 5
①学校教育	5 5
②生涯学習	5 6
③スポーツ・レクリエーション	5 6
(2) その対策	5 7
(3) 計画	5 8
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 9

8. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	6 0
①芸術・文化・文化財	6 0
(2) その対策	6 0
(3) 計画	6 1
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	6 1

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点	6 2
------------------	-----

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	6 3
①協働	6 3
②地域コミュニティ	6 3
③自然エネルギー	6 3
(2) その対策	6 4
(3) 計画	6 5
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	6 6

添付資料

事業計画（平成28年度～令和2年度）過疎地域自立促進特別事業分	7 0
---------------------------------------	-----

1. 基本的な事項

(1) 砂川市の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、札幌市と旭川市のほぼ中間点に位置し、東は夕張山系の丘陵地帯を境に赤平市、歌志内市、上砂川町に接し、西は石狩川を挟んで新十津川町に、北は空知川を挟んで滝川市に、そして、南は奈井江町に接している。

その市域は、東西に 10.5 km、南北に 12.7 km、総面積は 78.68 km²であり、地形的には東部一帯の山間部から西部に向けてなだらかに傾斜し、その傾斜に沿って 8 本の一級河川が石狩川へ注ぎ込んでいる。また市街中心部は、平地地帯と石狩川の間を南北に細長く展開している。

気候は、石狩川流域の平坦部からなっているため、平成 26 年の平均気温が 6.9℃、最高気温が 34.1℃、最低気温が -25.5℃ で夏と冬との寒暖の差が大きい内陸性気候になっている。また、年間降雨量が 944.0 mm で年間降雪量は 743.0 cm と積雪も多く、昭和 58 年には特別豪雪地帯に指定されている。

歴史を遡ると、明治 19 年に開始された上川道路、現在の国道 12 号の開削によつて次第に人々が移り住み始め、明治 23 年に奈江村として開基したことに始まる。明治 36 年には砂川村と改称、さらに、大正 12 年には町制が施行された。以後、昭和 19 年の奈井江分村、昭和 24 年の上砂川分町を経て、昭和 33 年に北海道で 26 番目の市として市制を施行している。その間、隣接する歌志内市、上砂川町が炭都として栄え、鉄道が敷設されるなど交通の要衝となつたほか、土地区画割による農民移住、石狩川を利用した木材流送の拠点として貯木場や製材場の立地などにより、産業が発展し、まちの礎となつた。戦後においては、石炭による火力発電所や化学肥料工場の操業が開始されるなど、従業員社宅等の整備に伴い、飲食店や物品販売店などが増えていき、次第に市街地が形成された。このように、安定した商業基盤の上で経営が行われ、工業を中心に中空知における中核的な都市として発展してきた。

しかし、その後のエネルギー革命による石炭から石油への転換や技術革新による機械化・省力化に伴い、本市の発展の原動力となつた最大企業である化学肥料工場が縮小・合理化されたことなどにより、国勢調査の結果では昭和 35 年を頂点に人口減少の一途を辿つてゐる。

こうした一方で、国道 12 号や道央自動車道、JR 函館本線といった北海道における陸上交通の大動脈が南北に縦貫しているという高い交通の利便性などの地の利を活かし、工業団地の造成や北海道子どもの国、ハイウェイオアシス、オアシスパーク、道央自動車道砂川 SA スマートインターチェンジの設置などの整備を行い、地域の活性化に努めてきた。しかし、人口減少や少子高齢化の進行など、本市を取り

巻く社会的・経済的な環境は依然として厳しいものとなっていることから、地域資源を有効に活用すると同時に、市立病院からまちなかへの回遊性を高め、中心市街地のにぎわい創出による活性化を図り、自立した地域経済を確立することが課題となっている。

②過疎の状況

国勢調査による本市の人口推移は、昭和 35 年の 31,750 人が最も多く、これと比較すると、昭和 45 年には 27,184 人（減少率 14.4%）、昭和 55 年には 25,355 人（減少率 20.1%）、平成 2 年には 23,152 人（減少率 27.1%）、平成 7 年には 21,722 人（減少率 31.6%）、平成 12 年には 21,072 人（減少率 33.6%）、平成 17 年には 20,068 人（減少率 36.8%）、平成 22 年には 19,056 人（減少率 40.0%）と減少してきている。

なお、平成 27 年 3 月 31 日の住民基本台帳の人口では 17,907 人となっている。

人口減少の要因は、全国的に昭和 30 年代から 40 年代の高度経済成長期にありながら、本市においては、昭和 39 年から始まった最大企業である化学肥料工場の縮小・合理化による市外への人口流出の影響が大きい。更に、農業分野においては大規模経営化や後継者不足による離農が増加し、地域産業が徐々に衰退したことが悪循環を招き、地域の雇用力の低下から人口が流出していったものと考えられる。また、死亡率が出生率を上回る自然減の時代に突入し、過疎の進行に歯止めはかかっていない。

これまで、過疎地域における自立促進の取り組みとして、過疎地域自立促進特別措置法等に基づき、道路の整備、福祉施設及びコミュニティセンターの建設など、主に生活環境の整備を進めてきたほか、世代間交流及び芸術文化活動の拠点として地域交流センターの建設及び地域医療の確保を図る市立病院の改築などを積極的に進めてきた。

しかし、今後も人口減少は続くと見込まれ、地域の活力の低下などが課題となる中、暮らしやすいコンパクトなまちづくりを推進し、まちなかのにぎわいの創出による活性化を進めているところであり、また、子育て支援対策、さらに高齢者を含めた福祉対策を総合的かつ計画的に推進し、定住人口の確保及び人口増加を図っていかなければならない。

③社会経済的発展の方向の概要

人口の減少、少子高齢社会の進行、更に地方の景気が回復しておらず、そのことに伴う産業の衰退などにより地域全体の活力が低下してきている。こうした中、今後の地域社会と経済の振興を図るには産業の活性化と地域資源の利活用が必要となっている。

産業の振興を図るため、農業では、経営の多角化を図り、健全な発展を目指す 6

次産業化に取り組むなど、魅力的な農業経営や後継者及び新規就農者の育成・確保の取り組みが一層必要である。

商工業では、中小企業が未だ地方経済の低迷の状況から雇用拡大は難しいが、道央自動車道砂川ＳＡスマートインターチェンジの開通により、交通利便性が向上したことから地域性を活かした企業誘致を進めるとともに、観光客等を市街地へ誘導することで、お菓子の魅力で知名度を上げた「すながわスイートロード」の効果等を商店街や他の産業へ波及させ、まちなかのにぎわい創出に取り組む必要がある。また、既存企業への経営基盤の強化と企業体質の改善を支援し、異業種連携による地域ブランド化などを促進し、観光振興にも結びつけながら、地域経済の活性化を図る必要がある。

更に市立病院においては、高度な専門的医療が充実していることから、医療従事者の確保が図られ、医療のまちとなっており、地域における医療連携の拠点でもあることから、医療を中心とした保健・福祉・介護などを含めた関連産業の集積を図り、雇用の確保、地域の活性化などに向けた取り組みを進める必要がある。

人口減少が続く中、コンパクトなまちづくりと医療を中心に中心市街地の活性化、産業再生のための支援、子育て支援や高齢者福祉などの充実により、地域が支え合う、安全・安心で活力あるまちづくりを促進する。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の住民基本台帳の人口は、市制施行の昭和 33 年末では 31,920 人であったが、市内最大企業であった化学肥料工場の縮小・合理化等により人口は減少し、昭和 43 年度末には 29,025 人となり、平成 18 年 6 月末には、20,000 人を下回る状況になっている。

国勢調査では、昭和 35 年は 31,750 人であったが、その後は減少を続け、平成 22 年には 19,056 人で昭和 35 年と比較すると 40.0% の減少となっている。調査年ごとの比較では平成 12 年の 21,072 人に対し平成 17 年は 20,068 人で 4.8% の減少率であったが、平成 17 年と平成 22 年の比較では 5.0% の減少率となっている。

人口の推移を見ると、年齢構成別の推移では 0 ~ 14 歳までの年少人口は昭和 35 年から減少しており、平成 17 年と平成 22 年を比較すると 11.0% 減少し、15 ~ 64 歳までの生産年齢人口は昭和 40 年に増加したもの、昭和 45 年からは減少に転じ、平成 17 年と平成 22 年を比較すると 8.8% 減少ししている。一方、65 歳以上の高齢者人口は平成 17 年と平成 22 年を比較すると 5.6% 増加しており、平成 22 年における高齢者比率は 31.1% と全国値が 23.0% であるのと比較すると非常に高い割合であり、全国的な状況を上回る割合で少子高齢化が進んでいる。

こうした人口構成になった要因としては、地域における雇用力の低下に伴う、生産年齢人口の都市圏への流出が主な要因と考えられる。

今後、本市の自立に向け、地場産業の振興支援や企業の新規参入への誘引を強めるような地域づくりを推進し、産業活力の再生を図らなければならない。

本市の産業は、平成 22 年の国勢調査における就業人口比率では、第 1 次産業が 6.0%、第 2 次産業が 24.0%、第 3 次産業が 69.9% となっており、全国での就業人口比率が第 1 次産業 4.0%、第 2 次産業 23.7%、第 3 次産業 66.5% であるのと比較すると類似した産業構成になっている。しかし、構成比の推移をみると、昭和 35 年では第 1 次産業が 19.4%、第 2 次産業が 40.5%、第 3 次産業が 40.1% となっており、第 1 次産業及び第 2 次産業の就業者の割合が減少している。

第 1 次産業は、農業経営者の高齢化や後継者不足等による離農が進行したことが、その主な要因として考えられる。

第 2 次産業は、本市発展の原動力の役割を担ってきた化学工業製品や木材・木製品を生産してきた企業の縮小・合理化・撤退が就業者数割合減少の主な要因と考えられる。

第 3 次産業は、卸・小売業、サービス業を中心に就業者の割合が増加傾向にある。

今後においても、景気は回復傾向にあるといわれるものの、地方においては依然として厳しい経済情勢である中、地場産業の育成、新規企業の立地促進を図るためにも、市立病院を核とした中心市街地の活性化をはじめとする施策を重点的に推進し、産業立地環境の向上を図る必要がある。

表1－1(1) 人口の推移（国勢調査）

(単位：人、%)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	31,750		30,205	△4.9	27,184	△10.0	26,023	△4.3	25,355	△2.6
0～14 歳	11,014		8,401	△23.7	6,516	△22.4	6,114	△6.2	5,435	△11.1
15～64 歳	19,672		20,547	4.4	19,199	△6.6	18,026	△6.1	17,525	△2.8
うち 15～29 歳(a)	8,513		8,296	△2.5	7,380	△11.0	5,970	19.1	4,917	△17.6
65 歳以上(b)	1,064		1,257	18.1	1,469	16.9	1,883	28.2	2,395	27.2
(a)/総数 若年者比率	26.8		27.5	—	27.1	—	22.9	—	19.4	—
(b)/総数 高齢者比率	3.4		4.2	—	5.4	—	7.2	—	9.4	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	24,829	△2.1	23,152	△6.8	21,722	△6.2	21,072	△3.0	20,068	△4.8
0～14 歳	5,007	△7.9	4,045	△19.2	3,172	△21.6	2,696	△15.0	2,412	△10.5
15～64 歳	16,938	△3.3	15,742	△7.1	14,389	△8.6	13,404	△6.8	12,040	△10.2
うち 15～29 歳(a)	4,304	△12.5	3,877	△9.9	3,548	△8.5	3,301	△7.0	2,735	△17.1
65 歳以上(b)	2,884	20.4	3,365	16.7	4,154	23.4	4,972	19.7	5,616	13.0
(a)/総数 若年者比率	17.3	—	16.7	—	16.3	—	15.7	—	13.6	—
(b)/総数 高齢者比率	11.6	—	14.5	—	19.1	—	23.6	—	28.0	—

区分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	19,056	△5.0
0～14 歳	2,147	△11.0
15～64 歳	10,977	△8.8
うち 15～29 歳(a)	2,376	△13.1
65 歳以上(b)	5,932	5.6
(a)/総数 若年者比率	12.5	—
(b)/総数 高齢者比率	31.1	—

表1－1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

(単位：人、%)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	21,136	—	20,175	—	△4.5	19,150	—	△5.1
男	9,989	47.3	9,481	47.0	△5.1	8,939	46.2	△5.7
女	11,147	52.7	10,694	53.0	△4.1	10,211	52.8	△4.5

(単位：人、%)

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数(外国人住民除く)	18,206	—	△4.9	17,877	—	△1.8	
男(外国人住民除く)	8,445	46.4	△5.5	8,289	46.4	△1.8	
女(外国人住民除く)	9,761	53.6	△4.4	9,588	53.6	△1.8	
参考	男(外国人住民)	13	44.8	—	16	53.3	23.1
	女(外国人住民)	16	55.2	—	14	46.7	△12.5

表1－1(3) 人口の見通し（社人研推計準拠）

(単位：人、%)

区分	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総数	17,984	16,903	15,743	14,562	13,399	12,262
0～14歳	1,854	1,565	1,377	1,224	1,118	1,031
15～64歳	9,767	8,897	8,200	7,526	6,895	6,134
うち 15～29歳 (a)	2,213	2,111	1,921	1,672	1,412	1,241
65歳以上(b)	6,363	6,442	6,166	5,812	5,386	5,098
(a)/総数 若年者比率	12.3	12.5	12.2	11.5	10.5	10.1
(b)/総数 高齢者比率	35.4	38.1	39.2	39.9	40.2	41.6

表1－1(4) 産業別人口の動向（国勢調査）

(単位：人、%)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	12,272	12,458	1.5	12,549	0.7	11,649	△7.2	11,831	1.6	
第一次産業 就業人口比率	19.4	14.8	—	13.6	—	10.2	—	8.5	—	
第二次産業 就業人口比率	40.5	38.2	—	35.6	—	36.7	—	34.5	—	
第三次産業 就業人口比率	40.1	47.0	—	50.8	—	52.8	—	57.0	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	11,338	△4.2	10,468	△7.7	10,193	△2.6	9,536	△6.4	8,729	△8.5
第一次産業 就業人口比率	7.9	—	6.8	—	6.2	—	6.3	—	6.3	—
第二次産業 就業人口比率	34.0	—	32.4	—	31.9	—	29.0	—	25.1	—
第三次産業 就業人口比率	58.1	—	60.8	—	61.9	—	64.7	—	68.6	—

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	8,283	△5.1
第一次産業 就業人口比率	6.0	—
第二次産業 就業人口比率	24.0	—
第三次産業 就業人口比率	69.9	—

(3) 行財政の状況

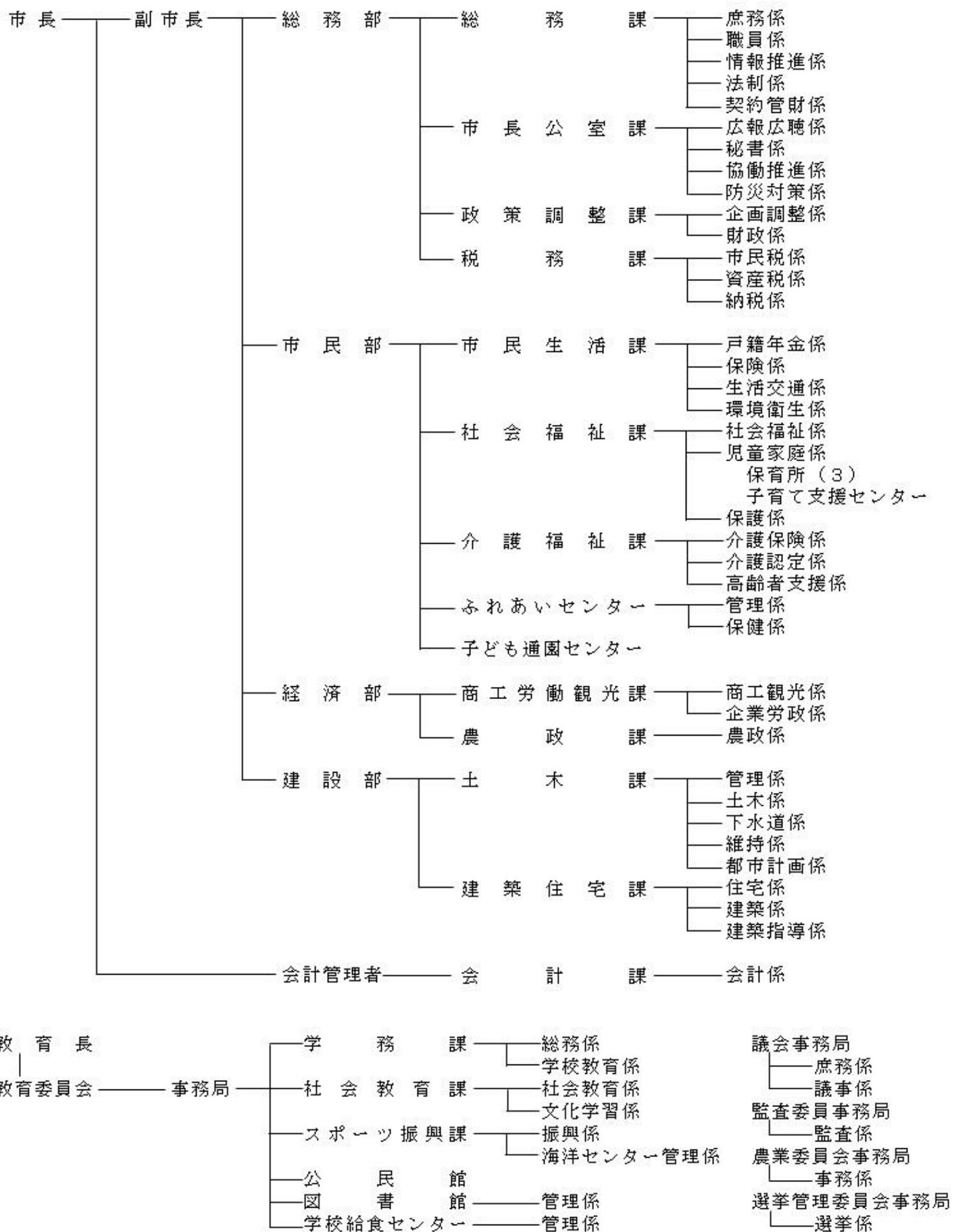
近年の急速な少子高齢化の進行、社会・経済情勢の変化、I C Tの高度化などによる、市民ニーズの多様化、さらには、地方分権改革の進展など、地方自治体は数多くの行政課題を抱えている。その一方で、厳しい財政状況を背景として効率的な行財政運営を図るため、これまで、職員の意識改革や行財政改革を進め、健全財政の堅持に努力してきた。また、行財政改革には、市民の負担が伴うことから、事務事業の評価、公表により、施策の透明度を高め、より市民が行財政運営に対して注視できる取り組みも進めてきた。

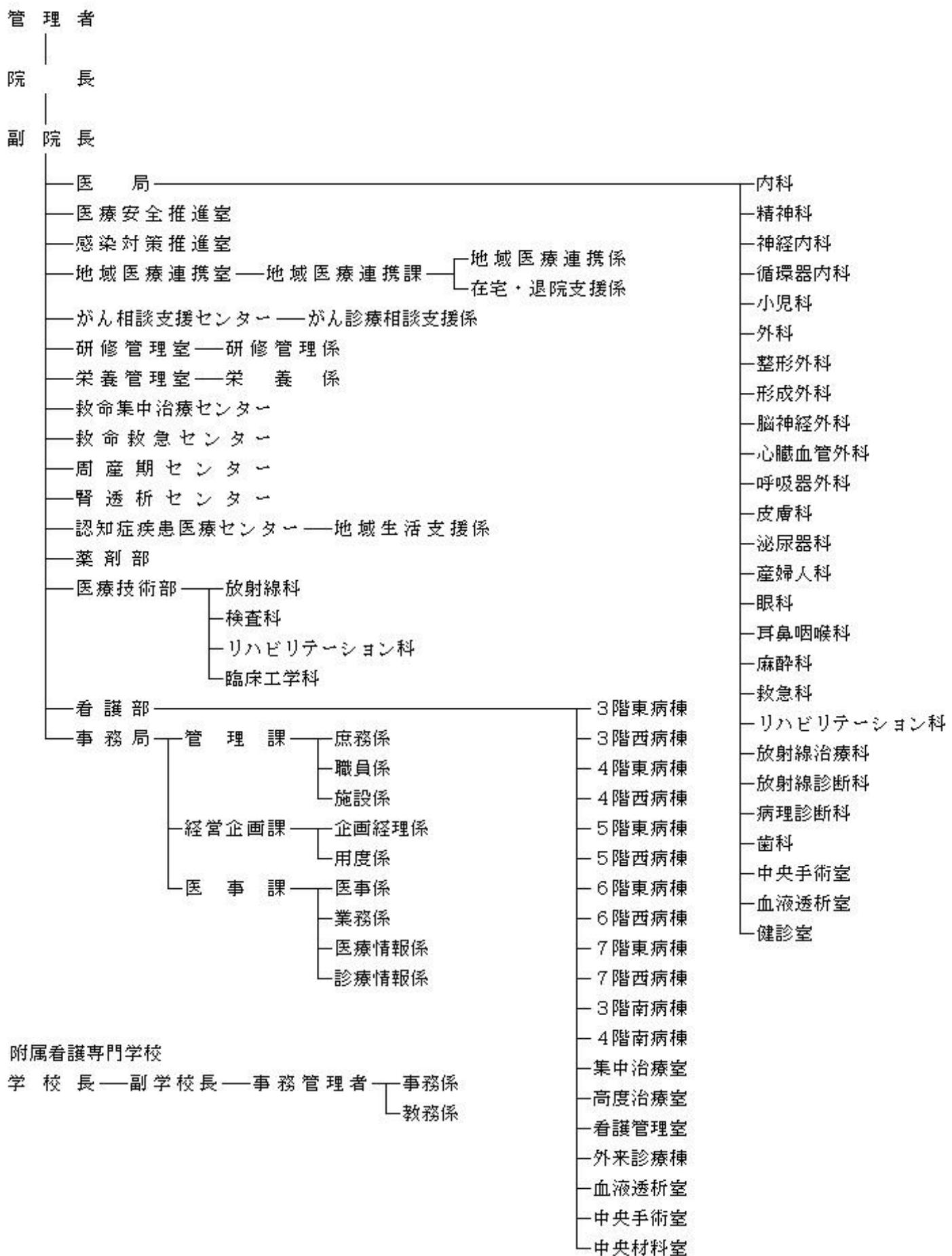
今後も、様々な行政課題に対し、その着実な対応を求められており、さらなる職員の資質向上に努め、市民の日常生活圏が拡大していることから、これらに対応できる計画的、効率的な広域連携での取り組みから、効果的な行政事務の執行に努めなければならない。

これまでの本市の財政状況は、依然回復には至っていない景況や、人口減少などにより、市税収入が減少となるなど、自主財源に乏しく、歳入全体の約4割を地方交付税が占めるところから、依存財源の割合が高くなっている。また、健全化判断比率である実質公債費比率が高く、公債費負担適正化計画を策定し、事業費の圧縮、繰上償還に積極的に取り組み、平成23年度には計画の目標を達成したところであるが、引き続き事業の効率化等により適正化を図ってきている。

しかしながら、依然として地方交付税に依存する状況が続くものと考えられることから、健全な財政運営を図るため、市税をはじめとする安定した財源の確保、歳出の効率的な配分に努めるとともに、緊急性や必要性を踏まえた「選択と集中」による事業の推進に努め、健全な財政基盤の確立と将来を見据えながら市民とともにまちづくりを進めて行かなければならぬ。

砂川市機構図(平成27年6月1日)





名 称	設立 年度	関係市町村	事業の概要
中空知広域市町村圏組合	昭45	○滝川市、砂川市、芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町	ふるさと市町村圏基金事業 交通災害共済事業 交通遺児奨学事業
砂川地区保健衛生組合	昭43	○砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町	火葬場施設の設置・維持管理 ごみ処理施設の設置・維持管理
砂川地区広域消防組合	昭47	○砂川市、奈井江町、浦臼町 上砂川町	消防
中空知広域水道企業団	昭58	○砂川市、滝川市、歌志内市、奈井江町	水道事業
石狩川流域下水道組合	昭60	○滝川市、砂川市、芦別市、赤平市、歌志内市、美唄市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、月形町、雨竜町	流域下水道の維持・管理運営 浄化槽汚泥等受入施設の設置、維持・管理運営
空知教育センター組合	昭43	○滝川市、他23市町	教職員の研修
中・北空知廃棄物処理広域連合	平21	○歌志内市、砂川市、赤平市、滝川市、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町	ごみ焼却施設の設置・管理及び運営

○印 事務局所在地

表1－2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	11,855,820	12,215,234	12,152,651	12,180,305
一般財源	7,483,665	6,817,365	7,226,835	7,300,403
国庫支出金	1,430,181	1,622,969	1,735,812	1,380,213
都道府県支出金	388,355	293,389	441,661	486,394
地方債	730,600	1,588,100	1,065,000	1,256,600
うち過疎債	315,200	588,500	187,400	665,100
その他	1,823,019	1,893,411	1,683,343	1,756,695
歳出総額 B	11,798,223	12,107,699	11,901,753	11,682,439
義務的経費	5,064,216	5,089,301	4,964,809	4,615,856
投資的経費	1,517,357	1,761,151	1,481,451	1,019,089
うち普通建設事業	1,517,357	1,761,151	1,432,229	1,019,089
その他	4,901,113	4,661,381	5,259,641	5,299,771
過疎対策事業費	315,537	595,866	195,852	747,723
歳入歳出差引額 C (A-B)	57,597	107,535	250,898	497,866
翌年度に繰越すべき財源 D	5	8,993	5,913	29,376
実質収支 C-D	57,592	98,542	244,985	468,490
財政力指数	0.350	0.349	0.321	0.302
公債費負担比率	21.5	25.4	22.3	17.5
実質公債費比率	—	24.4	18.9	15.5
起債制限比率	15.0	17.3	14.3	10.9
経常収支比率	82.5 (82.9)	86.5 (90.8)	84.8 (90.7)	83.0 (88.3)
将来負担比率	—	—	109.7	55.2
地方債現在高	20,691,721	17,954,245	13,444,058	11,820,063

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成25年度末
市町村道	—	—	—	—	—	—
改良率 (%)	—	20.6	46.1	63.0	70.1	73.4
舗装率 (%)	—	12.6	27.2	41.0	52.0	58.1
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長(m)	—	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	90.9	95.1	98.6	99.1	99.8	99.7
水洗化率 (%)	—	—	73.0	93.8	97.2	97.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	21.6	31.1	35.0	33.0	34.0	34.6

(4) 地域の自立促進の基本方針

本市は、第6期総合計画（平成23～令和2年度）に基づき、めざす都市像を「安心して心豊かにいきいき輝くまち」として、その実現に向けて「人と環境にやさしいうるおいのあるまち」、「健康としあわせ広がるふれあいのまち」、「いきいきと学び豊かな心を育むまち」、「やすらぎと豊かさ広がる快適なまち」、「にぎわいと新たな活力を生み出すまち」、「次代へつなぐ市民とともに歩むまち」を基本目標に掲げ、市民、地域、行政の相互理解と協調のもとに、施策を展開してきた。

しかしながら、景気は回復傾向にあるといわれるものの、地方には行き届いておらず、地域の雇用力の低下による都市圏への人口流出、少子高齢化の急速な進行など、人口減少に歯止めはかかるっていない。

「まちの顔」である中心市街地の活性化については、これまでJR砂川駅東部地区開発による地域交流センターや公営住宅の整備、また、市立病院の改築など、都市機能を集積したコンパクトなまちづくりに取り組んできたが、今後も引き続きまちなか居住を推進していくとともに、地域交流センターや市立病院の来訪者、更には平成27年度開通した砂川SAスマートインターチェンジから中心市街地の商店街へ誘導するための取り組みによる、にぎわい創出と活性化を図っていく。

少子化対策としては、妊娠期から子育てまで継続した支援を図り、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境の整備を図っていくとともに、児童・生徒が快適に学習できるよう学校施設や教材等の適切な整備を図りながら、教育環境の充実にも取り組んでいく。

また、高齢期を迎えるにしても、地域で安心して暮らすことのできるよう、市の保有する情報をもとに、町内会や民生委員の協力を得て、高齢者の見守り・支える仕組みを確立してきたが、引き続き、支援が必要な高齢者を的確に把握していくとともに、医療と介護の効果的な連携強化にも取り組んでいく。

産業の振興については、企業誘致活動において、砂川SAスマートインターチェンジの開通による本市の地理的優位性・快適性のほか、安心・安全なまちづくりを大きく情報発信するとともに、補助金などの優遇制度としては北海道でも屈指の企業振興促進条例及び制度融資について大きくPRし、既存企業についても事業拡大を助長し、雇用の創出へつなげていく。

また、農業者が農産物の生産だけでなく、製造・加工や流通・販売を一体的に行うなど新たな付加価値を生み出す6次産業化の取り組みを推進し、生産性向上、販路拡大、地域ブランド化などの事業展開を図り、農業経営の安定化を図っていく。

これらを進めるにあたり、地域が自らの判断と責任により主体的に地域社会を構築していくことが求められていることから、市民の行政への関心を高めるため、行政情報の透明性に努めるとともに、市民と行政それぞれの役割や責任などを明確にして市民参画による協働のまちづくりを進め、自立促進を図っていく方針である。

(5) 計画期間

この計画は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5箇年間とする。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

平成28年3月に策定した「砂川市公共施設等総合管理計画」では、本市の人口1人あたりの建築系公共施設の保有量は、同一人口規模団体の平均保有量と比較すると約2倍程度の保有量となっており、その他道路、橋梁、下水道施設も平均を上回るなど、多くの公共施設を抱えている状況である。

今後の人ロや財政見通しを考慮すると、公共施設の更新等の検討にあたっては、老朽化や利用状況を見極め、将来的にも活用すべき施設を選択することで、1人あたりの延床面積の縮減や施設の長寿命化を実施し更新等費用の抑制を図る必要があることから、計画では次の基本方針を掲げている。

第一に施設総量（総床面積）の適正化については、

- ・建築系公共施設については、新規整備を原則控えるとともに、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、統廃合や複合化等により施設総量（総床面積）の適正化に努める。特に更新が必要な場合には、施設の利用者等との協議を行いながら、適正な規模で効率的な運営が可能となるよう整備計画を策定のうえ、事業を推進する。

第二に長寿命化の推進については、

- ・今後も保有すべき公共施設等については、これまでの「壊れてからの修繕（事後保全）」から、「計画的な修繕（予防保全）」へ転換を進め、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検・診断を実施し、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持保全に努める。

第三に民間活力の有効活用については、

- ・指定管理者制度を含め、民間のもつノウハウを導入するなど、施設の整備や管理における官民の協働により、コスト縮減やサービス水準の向上に努める。

本計画においても、上記の基本方針に沿った公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農林業

平成 22 年の国勢調査の結果によると、本市の第 1 次産業の 98.4%を農業が占めており、地域経済を支える重要な基幹産業となっている。また、2010 年世界農林業センサスによると経営耕地面積は合計 1,092ha で、そのうち田が 73.5%、次いで畑が 25.7%、樹園地が 0.7%となっており、主要農作物は米、たまねぎ、トマト、きゅうりなどである。

世界農林業センサスによると、農家人口・戸数は 697 人、277 戸である。販売農家人口 697 人のうち、65 歳以上の高齢者は 344 人で全体の 49.4%と高齢化が進行している。また、専業農家は 53.1%、兼業農家は 33.2%、その他農家が 13.7%となっており、専業農家の比率が高いが、販売農家の 78.2%に後継ぎがないという状況で、後継者不足が深刻な問題になっている。

一方では、輸入農産物の増加による国産農産物価格の低迷、産地間競争による米価の下落や円安による燃油・肥料等の生産資材の高騰を受け、農業所得が減少し厳しい農業経営を強いられているほか、農業生産活動のあり方として「食の安全・安心の確保」や環境保全を重視した取り組みが一層求められるなど、農業経営をめぐる環境が大きく変化しつつある。

これらの現状を踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体と担い手の育成を図らなければならない。

また、農地の生産性を高める基盤整備に加え、水資源のかん養や自然環境の保全などの多面的機能を発揮させるため、農地の保全や農村環境の整備などに取り組む必要がある。

さらに、農業者が生産だけではなく、製造・加工、流通・販売を一体的に行うことで、新たな付加価値を生み出す、6 次産業化の取り組みなどを推進し、新しい農業の展開を図る必要がある。

森林は、市有林が 136ha、私有林が 2,747ha と行政面積の 36.6%を占め、全道的には森林率は低い状況にあるが、水源かん養、国土の保全、市民の憩いの場の提供や地球温暖化防止などの多面的機能を通じ市民生活に重要な役割を果たしている。

しかし、木材価格の低迷から採算が取れないなど、林業としての産業活動の停滞に加え、森林所有者の高齢化や林業に対する意識の低下から適切な保育や間伐などが進まず、森林の持続的な整備・保全が危ぶまれる状況となっていることから、森林所有者が森林を適切に管理、育成するための支援を行うとともに、林業の担い手育成や森林施業の共同化を進め、地域に応じた望ましい森林の姿へ誘導を図る必要がある。

主要作付面積と生産額

作物	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	推定生産額 (百万円)									
米	459	2,413	503	444	2,327	465	444	2,325	477	455	2,381	417
トマト	11	777	223	10	860	203	10	791	210	8	716	179
たまねぎ	123	5,500	412	114	4,420	313	119	4,235	333	128	4,300	392
きゅうり	2	283	69	2	320	65	2	271	66	2	315	76
りんご	6	123	20	6	124	20	6	120	20	6	121	20

(農協調べ)

②商工業

本市の商業は、経済活動やコミュニティの核として市街地を中心に発展してきたが、急速に変化する社会・経済情勢の中、人口の減少、高齢化の進行、近隣市における大型店の進出などにより、中心市街地の活力が低下してきたことから、中心市街地活性化協議会を設立し、平成19年8月に「中心市街地活性化基本計画」を策定し、「にぎわいの創出」、「まちなか居住の促進」、「商店街活性化」を基本方針として、実施事業を明確にしながら、まちの再生を図ってきた。平成24年8月に計画期間は終了したが、引き続き中心市街地の活性化に取り組んでいる。

しかし、商業統計調査の結果では、平成19年と平成26年（速報値）の年間販売額を比較すると14.03%減少しており、また、回復の遅れている景気の影響、後継者不足などから空き店舗は年々増加傾向にあり、中心市街地の空き店舗は平成26年度で45件、空き店舗率は24.9%であり、平成19年度の26.5%と比較すると若干の改善が見られるが、引き続き厳しい状況が続いている。

第6期総合計画では、市民が市街地において日常の生活需要を満たすことができるコンパクトなまちづくりを推進しており、中心市街地の活性化を図るために、商店街の活性化が必要であることから、各店舗が活力ある商店街づくりに努めるとともに、地域交流センターの利用者、地域センター病院である市立病院の来院者などを、まちなかの回遊につなげる取り組みを推進し、中心市街地の活性化を図っていく必要がある。

そのための取り組みとして、平成25年8月よりまちなかの空き店舗を活用したまちなか集客施設「SuBACo」を立ち上げ、商店街をはじめとするまちの情報発信を行う他、イベントや展示会等を行うことでまちなかへの集客を図ってきており、今後も引き続き取り組みを推進する必要がある。

また、市内菓子店が連携し「砂川のお菓子の魅力でまちのイメージアップと市内外消費者の誘致」を目的とする「すながわスイートロード事業」により、知名度アップが図られ、多くの買い物客が訪れていることから、お菓子のまちとしてのにぎわいを、商店街へと広げる取り組みが必要である。

工業について、本市は、化学工業製品、木材・木製品、窯業・土石製品、食料品を主な製品として発展してきている。平成25年の工業統計調査の結果（4人以上の事業所を対象にして集計）では、事業所数は26で従業者数は692人となっており、平成20年との比較では、従業者数は29.3%の減少が見られる一方、製造品出荷額については16.0%増加している。これは震災復興をはじめとする内需の拡大や、企業努力による生産性の向上が原因と考えられる。

このような状況ではあるが、既存事業者への制度融資の拡充などによる経営基盤の強化を図るほか、企業誘致については、市内外を問わず、本市の利便性、また医療を核としたまちづくりを進めている将来性、企業への優遇措置の充実などにより、他地域との差別化を図っていく必要がある。また、既存企業の活性化や新製品開発及び起業の支援なども図る必要がある。

商 業 の 状 況

(単位：年間販売額 万円)

	区 分	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 24 年	平成 26 年
卸 売 業	商 店 数	58	47	48	50	34	36
	従 業 者 数	604	479	463	502	326	345
	年間販売額	3,408,144	2,610,442	2,601,249	2,893,932	2,041,870	2,331,968
小 売 業	商 店 数	250	249	219	198	129	136
	従 業 者 数	1,667	1,828	1,700	1,569	1,000	1,012
	年間販売額	3,158,047	2,926,067	2,617,539	2,306,568	1,754,312	2,138,652
合 計	商 店 数	308	296	267	248	163	172
	従 業 者 数	2,271	2,307	2,163	2,071	1,326	1,357
	年間販売額	6,566,191	5,536,509	5,218,788	5,200,500	3,796,182	4,470,620

工 業 の 状 況

(単位：製造品出荷額等 万円)

区 分	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 25 年
事 業 所 数	32	29	27	28	27	26
従 業 者 数	893	914	822	825	765	692
製造品出荷額等	2,242,344	2,434,880	2,908,220	2,971,255	2,600,263	2,824,744

(※ 4 人以上の事業所)

③産業振興（異業種連携）

人口減少や高齢化、更には景気回復の兆しはあるものの、依然として続く地方経済の低迷により、地域経済や雇用環境などは厳しい状況が続いている。地域経済を発展させるための手法として、これまででも異業種連携に取り組んできたが、目に見えた成果などは現れていない。そのような中、平成20年に農商工等連携促進法が施行され、産業間の連携により地域経済を活性化する法的枠組みが整備されたことから、農業者及び商工業関係者による連携が行われるなど、各種産業の事業者や団体等との取り組みが進んでいる。

本市でも平成24年度より農商工連携に係る事業に対し補助制度を設けており、現在まで2団体の利用がされている。今後も、本制度を広く周知する等の方法で、事業者や団体等の取り組みを更に推進する必要がある。

④労働環境

労働環境を取り巻く現状は、回復傾向にあるものの、地方には浸透しておらず、本市の雇用環境は、雇用の不安定化や職種不足などから厳しい情勢になっている。平成12年から平成22年の国勢調査の結果でも就業者数のうち、市内就業者割合の推移では71.7%から67.8%に減少しており、地方経済の低迷が長期化する中、企業業績の停滞、公共事業の規模縮小などにより、依然として厳しい雇用環境となっている。

また、一部の企業を除き、事業拡大への投資が控えられる傾向があることから、誘致企業や既存企業の設備投資に伴う新規雇用の増加は厳しい現状にある。

今後も、企業への優遇措置を道外、道内企業に向けて広く広報するとともに、既存企業の設備投資を推進することで、新規雇用の増加や就業の場の確保、雇用機会の拡大、さらには労働者が安心して働くことのできる労働環境づくりを促進する必要がある。

⑤観光

本市には、道央自動車道の砂川ハイウェイオアシスに隣接した、自然豊かな公園である「北海道子どもの国」、食事や土産物の購入などができる「砂川ハイウェイオアシス館」などの観光拠点があり、年間130万人を超える観光客が訪れている。

また、商業振興策として「スイートロード事業」を実施したことにより、菓子店など市外からの集客につながっていることから、観光施設との連携を図り、地域の魅力のPRに取り組む必要がある。

このように特産品を核とした観光振興策により道内における知名度が向上しつつあるが、観光客のほとんどが日帰り客であり、宿泊客は全体の2%に満たない状況にあるため、滞在型観光の企画立案や、近隣市町との連携により各地域の観光資源を組み合わせた、広域観光ルートの開発に取り組む必要がある。

更に、平成27年8月に、道央自動車道に新たな玄関口として、砂川SAスマートインターチェンジが開通したことから、本施設の利用者を中心市街地へ誘客する取り組みを推進することで、更なる観光客の増加を図り、観光客が求める観光情報を的確かつタイムリーに発信するた

め、観光パンフレットやインターネット等を活用した情報提供の充実と、関係団体の連携を図る必要がある。

(2) その対策

- (ア) 農地や用排水路等の基盤整備を推進し、効率的で安定的な農産物の生産を図る。
- (イ) 農地や農業用水利施設等の資源の保全を図るとともに、農村環境を守るため、有害鳥獣対策の強化を図る。
- (ウ) 農業者への融資制度等の充実に努め、農業経営の安定を図る。
- (エ) 経営の多角化により生じる付加価値を農業経営に取り込む6次産業を推進する。
- (オ) 認定農業者(法人含む)や新規就農者の拡充に努め、後継者不足の解消と農地の保全を図る。
- (カ) 森林整備に必要な作業路の整備を効果的に実施する。
- (キ) 森林の有する多面的機能を十分に発揮できるよう、適切な森林整備を図る。
- (ク) 地球温暖化の防止に向けた森林吸収源の確保に努める。
- (ケ) 融資制度、補助制度の実施、人材育成に努め、既設企業の振興を図る。
- (コ) 商工会議所などの関係団体と連携を図り、中小企業における経営基盤の強化と企業体质の改善を支援し、地域経済の活性化を促進する。
- (サ) 個性的で魅力ある商店街づくりを支援し、中心市街地のにぎわいを創出する。
- (シ) 企業訪問等により企業誘致による、新規企業の立地を図る。
- (ス) 立地企業に対する支援を行い、企業誘致による新たな雇用の場の創出と、地域経済の活性化を図る。
- (セ) 各種産業の事業者や団体等の連携や交流を深め、農商工ネットワークなどによる研究開発やものづくりで、地域ブランドの創出を図る。
- (ソ) 産業振興により安定した雇用機会の創出を進め、地元で就業できる環境づくりを図る。
- (タ) 季節労働者の通年雇用に向けた支援や雇用の確保に努める。
- (チ) 福利厚生の促進に努め、労働環境の充実を図る。
- (ツ) 自然や歴史、産業などの地域の特性を活かした観光振興を図る。
- (テ) あらゆる機会や情報媒体を活用し、「行きたい」「見たい」と思われるよう、観光情報発信の充実を図る。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業 林業 (9) 過疎地域自立促進特別事業	国營造成施設管理体制整備促進事業 国營土地改良事業 東豊沼地区農地耕作条件改善事業 未来につなぐ森づくり推進事業 中小企業等振興補助 【内容】 中小企業等が行う商店街の店舗整備や組織化事業などへの支援 【必要性】 中小企業等の健全経営及び安定化を促す必要がある 【効果】 商工業振興と地域経済の活性化が図られる 商工会議所事業補助 【内容】 商工会議所が行う中小企業支援事業や商工振興事業への支援 【必要性】 中小企業等の経営安定化や育成とともに、商工振興事業による地域の消費拡大等を図る必要がある 【効果】 商工業振興と地域経済の活性化が図られる 商業振興対策商品券発行事業補助 【内容】 商業振興策として地元商店会等が	砂川市 国 砂川市 砂川市 砂川市 砂川市 砂川市 砂川市 砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>行う商品券発行への支援</p> <p>【必要性】</p> <p>他市への購買力の流出を防ぎ、地域の消費拡大等を図る必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>商業振興と地域経済の活性化が図られる</p> <p>企業振興促進対策事業補助</p> <p>【内容】</p> <p>企業の設備投資や新規雇用などへの支援</p> <p>【必要性】</p> <p>企業の設備投資等に係る負担を軽減し、企業の立地や事業の拡大を促す必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>投資による企業の活発な事業活動を促進することで、雇用の拡大など、地域経済の活性化が図られる</p>	砂川市	
		<p>砂川観光協会補助（事業費分）</p> <p>【内容】</p> <p>砂川観光協会が行うイベントや観光事業などへの支援</p> <p>【必要性】</p> <p>イベント事業の補助により地域の活性化を図るだけではなく、継続的に事業効果等を把握し、知名度の向上と集客力を高める必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>にぎわいの創出と地域経済の活性化が図られる。</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>スイートロード協議会支援事業</p> <p>【内容】</p> <p>スイートロード協議会が行う中心市街地回遊事業などへの支援</p> <p>【必要性】</p> <p>空洞化する中心市街地へ人の流れを導き出し、まちのにぎわいを創出する必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>にぎわいの創出と中心市街地の活性化が図られる</p>	砂川市	
		<p>勤労者共済会交付金事業</p> <p>【内容】</p> <p>勤労者共済会に市付加給付相当額を交付する</p> <p>【必要性】</p> <p>個々の企業では実施が難しい福利厚生事業を促進する必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>楽しく安心して働く職場づくりと従業員の定着及び事業所の発展が図られる</p>	砂川市	
		<p>納涼花火大会支援事業</p> <p>【内容】</p> <p>花火大会事業費の一部を定額補助する</p> <p>【必要性】</p> <p>中空知地域から多数集客していることから、地域への経済波及効果向上させる必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>にぎわいの創出と中心市街地の活</p>	砂川市	

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>活性化が図られる</p> <p>商業街路灯設置・維持費補助</p> <p>【内容】</p> <p>商業街路灯を設置または維持する団体に対し、設置費の一部もしくは維持費として電気使用料を補助する</p> <p>【必要性】</p> <p>中心市街地の商業環境の整備と活性化を図るため必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>商店街利用者の利便性・安全性が確保され、集客から商店街のにぎわい創出につながる</p>	砂川市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

①道路環境

本市は、平成 26 年 4 月現在で、国道 1 路線実延長 12.1 km、道道 7 路線実延長 28.7 km、市道 519 路線実延長 238.7 km の道路延長を有しており、広域幹線として市の南北を縦貫する国道 12 号及び道央自動車道と道道及び市道を結ぶ形で道路網が形成されており、道路交通の利便性が高く、幹線道路の交通量は非常に多くなっている。

道路は、人や物の移動という基本的な生活や産業を支える機能のほか、防災・公共空間としての機能など、多様な機能を有しているとともに、地域間交流を促進し、地域を活性化するためににおいても重要な役割を担っている。本市の国道・道道・市道を合わせた道路改良率は平成 26 年 3 月末現在で 77.3% と比較的整備が進んでいる。

今後は、安全で快適な生活道路を確保するため計画的な道路改良を進めるとともに、歩道のユニバーサルデザイン化などの安全性・利便性に配慮した歩行者空間の確保、街路灯の整備、街路樹の維持管理などの快適な道路環境を創出する必要がある。

また、道路の維持管理についても、老朽化した道路の改修や橋梁長寿命化計画に基づく橋梁改修を進めるとともに、冬期間の除排雪体制の充実を図るなど、安全で機能的な道路交通を確保する必要がある。

②交通環境

本市は、北海道における陸上交通の大動脈である国道 12 号、道央自動車道の広域幹線道路及び J R 函館本線が南北に縦貫していることから、都市間を結ぶ道路網や鉄道、バスといった公共交通機関が整備されている。

鉄道については、迅速性と定時性が確保され利便性が保たれており、乗降者数もさほど変動なく推移しているが、現在の砂川駅は、エレベーター等の設置もないことから、バリアフリー化が求められている。

バスについては、市内（市街地）中心部を通る複数の路線が交通事業者によって運行されるなど、市民の移動交通手段は一定程度、確保されているものの、乗降者数は高速バスを除き各路線とも減少傾向にあり、一部の路線では交通事業者に収支不足の補填を行いながら運行を維持している状況である。

また、高齢者（65 歳以上）の運転免許保有者は年々増加しているが、車の保有（登録）台数は減少しているなど、免許は持っていても車を手放す市民が増えている。一方で高齢者による事故の割合が増加するなど、高齢者の安全面からも公共交通対策が求められてきていることから、交通事業者の協力を得て、平成 27 年 10 月よりドア・ツー・ドアの予約型乗合タクシーを導入したところである。

今後は、現在の交通事業者による鉄道・バスの運行が維持されるよう、対策を講じるととも

に、市民生活を支える新たな公共交通を持続可能な交通体系として確立していく必要がある。

広域幹線道路については、幹線的な地域間交通の整備が充実しつつある中、高速道路の利用については、砂川ハイウェイオアシスに砂川SAスマートインターチェンジが開通したことで、市民や企業活動などの利便性向上により、観光振興や企業誘致などが見込まれることから、今後も、民間事業者と行政が一体となり、地域活性化の取り組みを進めていく必要がある。

道路・橋梁の状況（平成26年3月31日）

(単位: m, %)

区分	路線数	実延長	改良済 延長 (改良率)	未改良		舗装延長 (舗装率)	砂利道 延長
				延長	うち自動車 通行不能		
国道	1	12,128	12,128 (100)	0	0	12,128 (100)	0
道道	7	28,651	28,651 (100)	0	0	28,651 (100)	0
市道	519	238,742	175,273 (73.4)	63,469	10,502	138,620 (58.0)	82,843
合計	527	279,521	216,052 (77.3)	63,469	10,502	179,399 (64.2)	82,843

区分	橋梁数			延長		
	永久・ 半永久橋	木造橋	計	永久・ 半永久橋	木造橋	計
国道橋	12	0	12	1,514	0	1,514
道道橋	18	0	18	1,683	0	1,683
市道橋	78	0	78	2,760	0	2,760
合計	108	0	108	5,957	0	5,957

③情報通信基盤

情報通信技術の進歩によって、大容量の文字、音声、動画像等の情報の高速双方向通信が可能となり、携帯電話、インターネット等情報通信ネットワークが急速に普及している。

本市では、情報通信基盤として光ファイバー、A D S L 等のサービスが提供されており、市内のほぼ全域でブロードバンド環境が整備されている状況であるが、高速通信サービスは地域間格差を解消し、様々な分野で活用が期待されていることから、光ファイバー接続サービスエリアの拡大及び次世代高速通信技術の活用を図っていく必要がある。

また、市民サービスの向上や効果的・効率的な情報の収集・発信を可能にするためのネットワークを構築してきたところであり、今後も情報化社会に対応できる体制の整備が必要である。

今後は、これらのネットワークを活用して様々な情報の提供を図るとともに、行政情報システムとの連携のもと、申請・届出等の各種行政手続のオンライン化を図り、市民サービスの向上や事務の効率化を進めていく必要がある。また、行政システムの更新などにあたっては、国が進める自治体クラウドの動向など、様々な情報収集を行い、効果的かつ効率的に利用できるシステムが必要である。

(2) その対策

- (ア) 道路や橋梁の整備に努め、市内交通網の充実を図る。
- (イ) 道路や橋梁の補修・改修など、適切な維持管理を行うとともに、冬期間の通行と安全性を確保するため、除排雪の充実に努める。
- (ウ) 道央自動車道砂川S Aスマートインターチェンジの設置による、高速道路利用を促進し地域の活性化を図る。
- (エ) 鉄道やバスの運行の維持・確保や利便性の向上に努める。
- (オ) 高齢者等の交通弱者に配慮した予約型乗合タクシーの安定的な運行の確保や利便性の向上を図る。
- (カ) 情報通信技術を活用した、行政事務の効率化や市民サービスの向上を図る。
- (キ) 市民が情報通信技術による様々なサービスを利用することができる環境整備の促進を図る。

(3) 計画

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		山の手1条通り改良舗装事業	砂川市	
		山の手2条通り改良舗装事業	砂川市	
		宮城の沢線改良舗装事業	砂川市	
		りんご園1号通り改良舗装事業	砂川市	
		りんご園7号通り改良舗装事業	砂川市	
		りんご園8号通り改良舗装事業	砂川市	
		南吉野6号通り改良舗装事業	砂川市	
		南吉野7号通り改良舗装事業	砂川市	
		南3号線改良舗装事業	砂川市	
		南6丁目通り改良舗装事業	砂川市	
		南10丁目通り改良舗装事業	砂川市	
		宮川東1条北通り改良舗装事業	砂川市	
		西4条南通り改良舗装事業	砂川市	
		宮川4条通り改良舗装事業	砂川市	
		豊栄通り改良舗装事業	砂川市	
		公園7号通り改良舗装事業	砂川市	
		工団3条通り改良舗装事業	砂川市	
		住吉線舗装事業	砂川市	
		駅東通り舗装事業	砂川市	
		北6号線舗装事業	砂川市	
		新石山3条通り改良舗装事業	砂川市	
		宮川2号通り改良舗装事業	砂川市	
		空知太中通り改良舗装事業	砂川市	
		北2号線改良舗装事業	砂川市	
		旧東雲線改良舗装事業	砂川市	
		宮川1号南通り改良舗装事業	砂川市	
		北5号線改良舗装事業	砂川市	
		砂小南通り改良舗装事業	砂川市	
		工団6条通り舗装事業	砂川市	
		すずらん3条通り改良舗装事業	砂川市	
		北吉野2条通り改良舗装事業	砂川市	
		橋梁長寿命化事業	砂川市	
		東1線（下吉野橋）橋梁架換事業	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9)道路整備機械等	雪寒機械更新事業	砂川市	
	(11)過疎地域自立促進特別事業	<p>地域公共交通運行事業</p> <p>【内容】 予約型乗合タクシーの運行事業費を補助する</p> <p>【必要性】 高齢者等の交通弱者に配慮した公共交通の安定的な運行を確保し市民の利便性向上を図る</p> <p>【効果】 日常生活における移動手段の確保が図られ、利便性が向上する</p>	砂川市	
		<p>バス路線確保対策事業</p> <p>【内容】 赤字路線を運行するバス事業者に対して収支補填を行い、バスの運行を確保する</p> <p>【必要性】 バス利用者が減少する中、市民の移動手段を確保するために、バス事業者への財政支援が必要である</p> <p>【効果】 赤字路線のバス運行が継続され、特に交通弱者と言われる市民の移動手段が確保される</p>	砂川市	
	(12)その他	<p>総合行政システム更新事業</p> <p>イントラネット関連機器更新事業</p>	砂川市 砂川市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①循環型社会

現在、廃棄物に関する問題は、適正処理・処分に始まり減量化、資源化といった取り組みが求められ、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型による社会経済活動から環境負荷の軽減に配慮した循環型社会への転換が必要不可欠となっている。

本市では、廃棄物の発生抑制を最優先とし、一般廃棄物の減量化及びリサイクルを推進するため、平成12年からごみの分別収集を開始し、ごみの減量化・再資源化に取り組んでおり、分別開始前の平成10年度では10,572トンあったごみ収集量が、平成16年度には6,864トン、平成26年度では6,342トンと減少している。

平成26年度からは「燃やせるごみ」の減量のため、紙類を「資源ごみ」として無料回収し、ごみの減量化を図っているが、今後も循環型社会の形成を推進するため、更なる市民の意識向上に向けた取り組みが必要である。

また、広域的な取り組みとして、資源ごみのリサイクル、可燃ごみの中継、生ごみの処理・バイオガス化を行う「クリーンプラザくるくる」が平成15年から稼動し、2市3町により効率的な運営が図られており、可燃ごみの処理についても5市9町により歌志内市に建設された「中・北空知エネクリーン」が平成25年度から稼働し効率的な運営が行われている。

②衛生環境

本市では、町内会や砂川市衛生組合等の各団体と連携しながら、河川清掃や道路清掃、飛散ごみの収集などの取り組みを進めてきた。その結果、地域の環境美化が図られているが、より多くの市民の関心を高めるよう、更なる取り組みの促進を図っていく必要がある。

し尿処理については、下水道の普及による水洗化が進んだことにより、平成16年度に1,630キロリットルであった処理量が、平成26年度には1,007キロリットルと減少している。

また、6市6町により奈井江町に建設された「浄化槽汚泥等受入施設」が平成27年度より稼働しており、効率的な運営が行われている。

公害対策については、市内河川の水質や自動車騒音の定期的な調査を行っているが、市民の健康の保持及び生活環境の保全や事業活動等に起因する公害を未然に防止するめ、関係法令や公害防止協定の遵守を指導していく必要がある。

③環境保全

近年、先進国における大量生産、大量消費、大量廃棄や、発展途上国における急激な人口増加、急速な都市化・工業化等により、温室効果ガスの濃度が上昇し地球温暖化が進行している。地球温暖化は、異常気象を引き起こし食糧生産や生態系にも重大な影響を及ぼすと考えられる地球規模の環境問題である。

地域における温室効果ガスの排出を削減するためには、市民、事業所、行政など多くの主体による取り組みが不可欠であるが、中でも市は行政機関であるとともに市内最大の事業者であり消費者でもあることから、「砂川市地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、市有施設における二酸化炭素の排出を削減することを目標として、電気、燃料等の使用量削減、さらには照明設備のLED化や太陽光発電システムの設置に努めている。一方、防犯灯・商業街路灯のLED化や住宅用太陽光発電システム導入費助成事業など、市有施設以外における二酸化炭素の排出削減も推進してきた。

今後も、市が率先して地球温暖化対策に取り組むとともに、家庭や企業・団体等に対して省エネルギー・省資源・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の意識向上を図り、自主的な取り組みを促していく必要がある。

④安全生活環境

交通安全については、今まで様々な対策が講じられているが、依然として交通事故の根絶には至っていない。特に、全国・全道的には高齢者が犠牲となる交通事故の割合が高くなっていることから、本市においても高齢者が増加する見込みであることや、市内における交通事故の特徴として国道12号で発生する割合が高いことが課題として挙げられる。

今後も、交通安全意識と交通ルールやマナーの向上を図るため、子どもや高齢者に対する交通安全教室の開催など交通安全教育の充実を図るとともに、学校や職場、地域など関係機関・団体と連携した啓発活動を推進する。また、交通事故防止や安全確保を図るため、歩道や信号機などの交通安全施設を計画的に整備していく必要がある。

防犯については、本市における犯罪認知件数は減少傾向にあるが、近年の犯罪の複雑化・悪質化に加え、近隣住民同士の関係が希薄になりつつある中、巧妙化した特殊詐欺の増加が社会問題となっている。

こうした状況を踏まえ、今後も警察署や関係団体等と連携を図りながら、多様化する犯罪を未然に防止して地域の安全を確保するために、防犯に関する啓発活動や防犯教育を積極的に推進しながら、町内会等が行う防犯活動や防犯灯の設置・維持、生活安全モデル地域への支援を推進していく必要がある。

⑤消防・救急

本市では昭和47年に本市及び奈井江町、浦臼町で構成する砂川地区広域消防組合を設立、平成24年に上砂川町が加わり、現在1市3町の広域的な体制のもとで消防・救急・防災業務を実施している。

このような中で、平成 26 年の本市で発生した火災発生件数は 9 件となっており、件数については年次によって一定した傾向はないが、建物火災の件数が最も多く、平成 22 年から平成 26 年の火災発生件数の 63.6% を占めている。また、救急件数については過去 5 年間の年平均で 853 件の出動件数があり、そのうち急病に対する出動が 72.5% と全体の 7 割を占めている。

火災を予防するためには、防火に対する市民意識の向上と、防火団体の育成を積極的に行うのはもちろん、複雑多様化する災害に対応するための、消防施設の整備・強化とともに、消防・救助隊員の高度な知識・技術の習得に努める必要がある。

また、災害発生時の初動体制の強化と効率化、大規模災害への対応力増強のため、消防団や地域住民との連携強化をより一層高めていく必要がある。

救急業務についても、高齢化などの社会構造の変化による救急需要の増加から、より専門的な知識と高度な技術を備えた対応が求められており、救急業務の高度化に向けて、救急救命士を養成・確保、高規格救急自動車の導入により、救命救急活動の充実・強化を図っている。

今後も、救急資機材の整備や、第 3 次救急医療機関である砂川市立病院のドクターカー運用などによる医療機関との連携強化、救急技術の高度化、市民による応急手当の普及などを図っていく必要がある。

⑥地域防災

地震などによる大規模な災害時には、行政などが行う災害応急対策は多くの制約を受けることが予想される。そのため、市民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、地域における防災力を向上させることが必要であり、日頃より、防災知識の普及とともに、「自分たちの地域は自分たちが守る」という精神のもとに地域住民による自主防災組織の設置及び育成を図らなければならない。

市では、消防機関等と連携した住民参加の防災訓練の実施による地域防災力の向上や、防災訓練など各種行事等の機会に、自主防災組織について普及・啓発し、自主防災組織の設置及び育成を推進している。

また、災害発生時に市民生活に必要な物資を迅速に提供できる体制を整えるための備蓄品の整備や、高齢者や障がい者など災害発生時に支援が必要となる避難行動要支援者の名簿を作成するなどの避難支援体制の整備に努めている。

今後とも、市民と市が連携し、地域と一体となった防災体制を構築していく必要がある。

⑦住環境

国勢調査の結果では、平成 22 年の本市の住まいの状況として、持ち家に居住する世帯は 57.8% と最も多く、公営借家については 18.0% で、全道の 7.5% と比較すると約 2 倍の高い比率となっている一方、民間借家は全道の約半分の低い比率となっている。

公営住宅については、平成 26 年度末で市営 1,365 戸を管理し、さらに道営 145 戸があり、計 1,510 戸であるが、本市は人口減少が著しい中で、公営住宅の占める割合が比較的高いことで、人口減少対策としても公営住宅の役割が大きくなっている。また、低所得者等の住宅セーフティネ

ットとしての側面もあり、近年の社会構造の変化や景気低迷が続く中でその役割はますます重要なっている。

市営住宅については、「砂川市公営住宅等長寿命化計画」に基づいた既存ストックの改善等を取り進めることで、居住性の向上を図り、より有効に活用していくことが必要である。

また、民間住宅の建設状況では、人口の減少、少子化、景気の低迷などにより、持ち家の建設戸数は年々減少の傾向にあり、建設業者の受注機会も減少している。

このようなことから、住宅の建設や購入の促進及び住宅改修に対する補助制度の継続と充実や居住する住宅規模と世帯規模・構成とのミスマッチ解消に向けた住み替え支援、低廉な家賃の住宅を整備するなどし、移住定住促進及びまちなか居住の誘導、良質な住宅ストックの形成、地域関連企業の利用促進を図る必要がある。

⑧上下水道

本市の上水道は、昭和 27 年に給水を開始して以来 5 次にわたり施設整備を実施してきたが、平成 2 年から中空知広域水道企業団より水道用水の供給を受け、各家庭に給水を行ってきた。平成 18 年から経営効率化を目指し、滝川市・砂川市・歌志内市・奈井江町の 3 市 1 町の水道事業を中空知広域水道企業団に統合し、広域末端給水事業として一元化したところである。また、北光袋地地区では、専用水道として地下水を浄化した水道水を 20 戸に供給していたが、平成 23 年より西空知広域水道企業団の給水区域となったことから、さらに安心・安全な水道水の供給が行われるようになったところである。

平成 25 年度における本市の給水人口は 18,182 人で水道普及率は 99.7% となっており、今後も企業団の構成市として水道事業の健全経営及び水道水の安定供給に向け役割を果たしていく必要がある。

下水道については、昭和 54 年から整備を開始し、平成 25 年度末で普及率は 92.9% となっており、全国普及率の 77.0% よりも高い割合となっている。

下水道は市民が快適で衛生的な生活を営む上で欠くことのできない都市基盤施設として、河川の水質を保全し良好な水環境を確保するとともに、浸水被害を防止するための重要な役割を担っている。その一方で、効率的な施設の維持管理及び事業経営の健全化が求められており、施設の有効利用や経営の健全化を図るうえからも、未水洗化世帯の解消に努めるとともに、経年劣化が進行している施設の計画的な改築・更新による延命化を図る必要がある。

今後も、地理的条件等に基づいた効果的な整備を進めるとともに、下水道区域以外の生活排水などを適正に処理する個別排水処理施設整備として、合併処理浄化槽についても普及を促進する必要がある。

上 水 道 の 状 況

項 目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年度末給水人口	人	19,039	18,879	18,707	18,391	18,182
行政区域内人口	人	19,172	18,997	18,760	18,444	18,235
普 及 率	%	99.3	99.4	99.7	99.7	99.7
計画給水人口	人	19,528	19,528	19,528	19,528	19,528
計 画 率	%	97.5	96.7	95.8	94.2	93.1
給 水 戸 数	戸	9,076	9,076	9,099	9,034	9,015
配水量	年 間	m ³	2,004,619	2,001,260	1,978,346	1,957,251
	1 日平均	m ³	5,492	5,483	5,405	5,362
有収水量	年 間	m ³	1,703,962	1,723,833	1,685,973	1,676,438
	1 日平均	m ³	4,668	4,723	4,607	4,593
1 日最大配水量	m ³	6,489	6,559	6,415	6,222	6,121
有 収 率	%	85.0	86.1	85.2	85.7	85.6

下 水 道 の 状 況

項 目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業計画面積	ha	1,045.9	1,045.9	1,045.9	1,045.9	1,045.9
処理面積	ha	816	816	816	820	820
処理人口	人	17,770	17,589	17,376	17,119	16,942
水洗化人口	人	17,193	17,094	16,924	16,700	16,571
普 及 率	%	92.8	92.7	92.7	92.8	92.9
処理人口	人	17,770	17,589	17,376	17,119	16,942
行政人口	人	19,150	18,976	18,740	18,444	18,235
水洗化率	%	96.8	97.2	97.4	97.6	97.8
水洗化人口	人	17,193	17,094	16,924	16,700	16,571
処理人口	人	17,770	17,589	17,376	17,119	16,942

⑨快適空間

本市では、昭和 49 年に緑化基本計画を策定、緑化都市宣言を行い、緑化条例を制定するなど、美しい環境の中でうるおいのある都市形成を基本理念に、早くから緑化施策を推進し、街区公園はもとより石山公園（北海道子どもの国）や砂川オアシスパーク、北光公園や日の出公園等、自然や地形などの地域の特徴を最大限に引き出した多彩で大規模な公園・緑地を整備してきている。こうして、市民一人当たりの都市公園面積は全国一を誇るまでとなり、平成 26 年度末までに 362.9ha 一人当たりにして 212.3 m² の都市公園の供用を開始している。また、街路樹等についても市の木であるナナカマドなど、通りによって特色を持たせながら整備を行ってきた。

公園や緑地は、市民の憩いとふれあいの場としての機能だけではなく、まちのうるおいの醸成や地球温暖化防止などの多様な役割も果たしている。これまでのまちづくりを通じて、市民の緑化に対する意識が高いことから、市民と協力しながら花や樹木の植栽、街区公園の維持管理等を行ってきているが、今後においても、整備を終えた公園施設や街路樹を含む緑の適正な維持管理に努めるとともに、地域住民の理解と協力のもと活動団体等への支援策を講じながら、市民参加による緑化活動を推進していく必要がある。

⑩治山・治水

本市には、石狩川、空知川をはじめパンケ歌志内川、ペンケ歌志内川など大小 22 の河川が流れしており、過去には台風、集中豪雨、融雪出水により氾濫し甚大な被害を受けてきた歴史がある。そのようなことから、洪水調整機能を有する砂川遊水地の整備や石山川の河川改修など、流域全体の安全性の向上に向けた整備が進められてきたが、一級河川の一部の改修や内水排除施設の整備などが未着手となっていることから、引き続き治水対策を関係機関に要望する必要がある。

治山対策については、現状では地すべり危険地域の解消が図られているが、今後も、台風や集中豪雨などによる被害を防止するため、危険箇所の把握に努め、速やかに対策を図っていく必要がある。

(2) その対策

- (ア) ごみの分別意識をより高め、市民や資源回収団体と連携して廃棄物の減量化とリサイクルを進め、資源を有効活用し、循環型社会の形成に努める。
- (イ) 廃棄物の分別、収集運搬、再生、処分等を適切に行い、不法投棄のない正しいごみ処理の推進に努め、収集体制の充実を図る。
- (ウ) 地域の環境美化活動を支援し、公衆衛生の向上及び環境美化の推進を図る。
- (エ) 効率的で適正な屎尿処理に努め、快適な生活環境づくりの推進を図る。
- (オ) 公害を未然に防止するための調査や指導及び啓発等を行い、市民の健康の保持及び生活環境の保全を図る。
- (カ) 市が率先して温室効果ガスの削減に努める。

- (キ) 家庭や企業等における温室効果ガス削減の取り組みを促進する。
- (ク) 警察署や関係団体等と連携し、交通安全教室や各種啓発活動の実施、交通安全施設の整備に努める。
- (ケ) 警察署や関係団体等と連携し、防犯啓発活動等を行うとともに、町内会等が行う防犯活動や防犯灯の設置・維持、生活安全モデル地域への支援を推進する。
- (コ) 消防施設の整備・強化を図るとともに、広域連携や消防・救急無線のデジタル化などを含めた消防体制の充実を図る。
- (サ) 救急体制の充実・強化及び市民による応急手当の普及を図り、救急患者に対する救命率の向上を図る。
- (シ) 防災知識の普及・啓発や地域防災訓練への積極的な参加を促す。また、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、市民の防災意識の向上を図る。
- (ス) 自主防災組織を育成して地域における情報伝達系統や避難・援助体制を確立し、大規模な災害時にも適確に対応できる体制を整備する。
- (セ) 砂川市公営住宅等長寿命化計画に基づく改善を取り進めるとともに、持ち家の取得やリフォームへの支援などにより、良質な住宅の確保を図る。
- (ソ) まちなか居住推進事業により、まちなか居住を促進する。
- (タ) 地元企業による住宅づくりなどの促進に寄与する。
- (チ) 居住する住宅規模と高齢者世帯や子育て世帯の世帯規模・構成とのミスマッチの解消に向けた住み替えしやすい環境整備を進め、定住促進を図る。
- (ツ) 移住定住促進事業を通じて、定住人口や交流人口の増加に向けた取り組みを進める。
- (テ) 空き家等を有効活用した住宅整備により、移住定住の促進を図る。
- (ト) 中空知広域水道企業団の事業を推進し、安全で安定した水道水の確保を図る。
- (ナ) 汚水管渠及び雨水管渠の効果的、効率的な整備と維持管理に努め、公共下水道の充実を図る。
- (ニ) 水洗化及び公共下水道計画区域外の合併処理浄化槽の普及を促進し、生活環境の改善と公衆衛生の向上を図る。
- (ヌ) 地域住民の理解と協力を得ながら公園の維持管理を進めるとともに、市民参加による緑化活動を推進する。
- (ネ) 危険箇所の把握と状況に応じた治山・治水対策に努め、自然災害による被害の抑制を図る。

(3) 計画

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 生活環境の整備	(2) 下水道処理施設 公共下水道 その他	公共下水道整備事業 公共下水道施設改築更新事業 石狩川流域下水道整備事業負担金 個別排水処理施設事業	砂川市 砂川市 北海道 砂川市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 その他	クリーンプラザくるくる長寿命化事業 ごみ処理場環境管理事業	組合 砂川市	
	(5) 消防施設	消防車両更新事業 消防水利新設・更新事業 水害対策用小型動力ポンプ整備事業	組合 組合 組合	
	(6) 公営住宅	公営住宅長寿命化型改善事業	砂川市	
	(7) 過疎地域自立 促進特別事業	防犯灯設置・維持費補助 【内容】 防犯灯を設置し、または維持する町内会等に対する支援 【必要性】 地域における防犯対策を進める必要がある 【効果】 夜間における視認性が確保され、市民の安全・安心な暮らしが保たれる 住宅建設・改修等補助 【内容】 住宅の取得や改修工事を行う者に	砂川市 砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>対する支援</p> <p>【必要性】</p> <p>人口減少や高齢化の進行に対応し、人口増加及び良質な住宅ストックの形成とまちなか居住を推進する必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>定住の促進や、まちなかへの居住誘導が図られる</p>		
		<p>老朽住宅除却費補助</p> <p>【内容】</p> <p>老朽住宅の除去を行う者に対する支援</p> <p>【必要性】</p> <p>地域における住環境の整備改善と防犯・防災対策を進める必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>住環境の質的向上と市民の安全・安心な暮らししが保たれる</p>	砂川市	
		<p>移住定住促進事業</p> <p>【内容】</p> <p>移住希望者に対する総合的な情報提供や受入体制の整備、移住後の支援等</p> <p>【必要性】</p> <p>人口減少が進む中、人口増加に向けた取り組みを進めていく必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>移住者及び交流人口の増加による新たな需要の創出で、まちの活性化が図られる</p>	砂川市	

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>緑と花の祭典実行委員会交付事業</p> <p>【内容】</p> <p>緑化に関する祭典を主催する「緑あふれる公園都市推進市民会議」に祭典事業費を交付する</p> <p>【必要性】</p> <p>自然を守り、生活環境の緑を生み育て、緑と交流を深めることにより、緑あふれる公園都市を形成する必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>祭典を通して市民が楽しみながら緑との交流を深めることにより、緑化意識の高揚が図られる</p>	砂川市	
		<p>花いっぱい運動事業</p> <p>【内容】</p> <p>公共施設及び道路の植樹枠等に継続的に花を植え維持管理する団体を支援する</p> <p>【必要性】</p> <p>花を通して緑化意識の高揚を図り、美しい景観をもつまちづくりを進めが必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>街並みの良好な景観の形成が促進されるとともに、市民の緑化意識の高揚が図られる</p>	砂川市	
		<p>公園長寿命化事業</p> <p>【内容】</p> <p>公園施設の改築及び適切な点検、維持管理により施設機能の向上や保持を図る</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>【必要性】 安全で快適な公園及び公園施設整備により、利用者が安心できる都市公園を提供する必要がある</p> <p>【効果】 長寿命化によるコスト削減、また利用者の安全性や快適性が確保される</p> <p>住宅用太陽光発電システム等補助事業</p> <p>【内容】 住宅用太陽光発電システムを設置する住宅居住者に設置費用を助成する</p> <p>【必要性】 地球温暖化対策及び環境保全意識の高揚のため、新エネルギーの普及促進を図る必要がある</p> <p>【効果】 市民の環境保全に対する意識の向上、新エネルギーの積極的な利用により、地球にやさしく環境負荷の少ない循環型社会が形成される</p> <p>公共施設解体事業</p> <p>【内容】 老朽化した公共施設の解体除去を行う</p> <p>【必要性】 老朽化した公共施設の倒壊を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る必要がある</p> <p>【効果】 施設周辺の環境整備及び景観の保</p>	砂川市	

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(8)その他	全が図られる 交通安全施設整備事業 定住促進住宅整備事業	砂川市 砂川市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①高齢者福祉

本市の65歳以上の高齢者的人口割合は、平成25年度末で33.9%となっており、全国割合の25.6%を大きく上回る水準となっている。また、平成26年度末では高齢化率34.5%と依然上昇傾向にあり、入院及び施設入所を除く高齢者世帯は、単身世帯で1,039世帯、夫婦世帯で1,224世帯と総世帯数の25.1%となっており、そのうち、世帯の状況等から特に見守りが必要と判断した高齢者世帯は総体で1,106世帯となっている。

このように高齢化の進行に伴い、要介護者の増加などによる介護ニーズが増大している一方で、介護福祉施設の不足や家庭における介護力の低下が懸念される状況になってきたことから、本市においては、これまで特別養護老人ホームや老人保健施設などの整備に取り組むとともに、民間企業による有料老人ホームの建設や認知症への対応としてグループホームの建設などを促進してきた。また、この間、平成12年度を初年度として策定した「砂川市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を社会情勢の変化や住民ニーズに相応させながら3年ごとに見直しを行い、平成27年度からは「第6期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」をスタートさせ、高齢者の保健及び福祉の向上や介護保険事業の充実に努めている。

更には、多くの高齢者に共通する「できる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送りたい」という思いに応えるよう、平成18年度には地域密着型サービスや地域包括支援センターを創設、平成24年度には医療・介護・予防・住まい・自立した日常生活の支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みに着手し、平成25年度には地域の実情に合わせた地域高齢者見守り事業を開始している。

しかしながら、高齢者及び高齢者世帯の割合が増加している中、できるだけ在宅で高齢者が生活を継続するためには、ボランティアや地域住民の協力など、地域の力が不可欠であり、地域全体、社会全体の連携をもって高齢者を支える仕組みづくりの更なる強化が急務となっている。

今後は、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、老人クラブ等の高齢者の主体的な活動を支援し、社会参加や生きがいづくりなどの環境整備に努めるとともに、介護予防事業の推進や生活支援、更には認知症予防と関連ケア事業の充実を図ることを重点に、介護予防・日常生活支援総合事業等を活用しながら、高齢者福祉施策を発展させていく必要がある。

②子育て支援、母子・父子福祉

国勢調査の結果では、本市の平成 17 年の 15 歳未満の若年人口は 2,412 人で総人口の 12.0% を占めていたが、平成 22 年には 2,147 人で総人口の 11.3% と減少しており、また、平成 26 年度末の住民基本台帳においての若年人口は 1,862 人で総人口の 10.4% と更に減少しており、少子化が進行している。また、平成 17 年における 20~29 歳までの未婚者の割合は 68.4% であったのが、平成 22 年には 71.3% に増加しており、このことからも、少子化傾向はまだ続くものと考えられる。

一方、父子世帯数については平成 17 年では 18 世帯で全世帯の 0.2%、平成 22 年では 30 世帯で全体の 0.4% と上がっており、母子世帯数は 167 世帯で全世帯の 2.0% の割合であったのが、平成 22 年においては 242 世帯で全世帯の 2.9% に上がっている。また、平成 22 年における全国の母子・父子世帯の全世帯に占める割合が 2.5% であるのに対し、本市の割合が 3.2% であることから、本市は全国と比べると母子・父子家庭の割合が若干高い状況にある。

このような少子化に加え、ひとり親世帯の増加も勘案すると、家庭における子育て機能が総体的に低下傾向にあると考えられ、親が育児不安や負担感など、様々な子育ての悩みを抱えている中、次代を担う子ども達が健やかに育つ環境を、地域社会において充実させることが課題となってきた。

今後は、平成 27 年に策定した「砂川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援センターを拠点に、家庭での子育てに関する相談・支援・情報提供の充実を図るとともに、市立保育所開放事業による子ども同士、親同士の交流機会の創出や、地域の連携によるボランティアの育成など、子育て環境の整備を図っていく必要がある。

更には、子育てと仕事の両立を支えるため、通常の保育に加え、延長保育や一時保育、病児・病後児保育など多様なニーズに対応した保育内容の充実や多子世帯に対する保育所入所への負担軽減の検討、就学児童を対象とした学童保育などの充実を図り、児童の健全育成と安全安心な居場所づくりの確保に努めていく必要がある。

③障がい者福祉

障がい者福祉については、平成 25 年度の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法) の施行に伴い、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の対象となる障がい者の範囲の見直しや支援の拡充が図られるとともに、これまで制度の谷間にあった、難病等の方で支援が必要な人についても、障害福祉サービス等の対象になるなど、障がい者を取り巻く環境は刻々と変化してきている。

また、障がい者の数は年々増加傾向にあり、サービス提供環境が整備されてきたことなどから、サービス利用者も増加している。また、ノーマライゼーション理念の浸透に伴い、障がい者一人ひとりが地域社会を構成する一員として尊重され、各々の自己選択のもと自立した生活を実現できるような地域社会の構築が求められるようになってきた。

本市では、平成 25 年 3 月に「第 3 次砂川市障害者福祉計画」を策定し、障がい者及びその家族が、自分の意思で、自分が望む生活を送ることができるよう、地域全体で認め合い、支え

あうまちづくりを目指し、各種福祉施策を推進している。

今後も、保健・医療・福祉などの関係機関の連携による福祉サービスの充実を図り、また、障がい者が地域で安全・安心に暮らすことができるよう、公共施設や道路などのバリアフリー化を推進するとともに、子どもの障害の早期発見、早期療育や、自立に向けた就労促進のための支援体制を充実していく必要がある。

④地域福祉

少子高齢化や核家族化が進行し、家庭や地域構造が変化してきている中で、地域住民が相互に協力する地域福祉に対するニーズが増加してきている。しかしながら、現実に地域福祉を支えているのは一部の市民に限られている状態にもあることから、市民各層に及ぶ地域福祉活動の体制を充実することが課題となってきている。

福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域ぐるみの福祉体制を構築する必要があり、今後は、住民や町内会、福祉団体などを支援しながら人材の育成と確保に努め、社会福祉協議会の事業活動や民生児童委員活動により、地域に密着した福祉活動の充実を図る必要がある。

⑤健康

ライフスタイルや食生活の変化などにより、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病が増加している。本市における死亡原因の6割は生活習慣病であり、3割は予防可能な心疾患・脳血管疾患が占めている。

生活習慣病は、寝たきりや認知症などの要介護認定者の増加や、医療費や介護に要する市民負担の増大などにつながり深刻な問題となっている。

今後、高齢化がますます進む中、市民が健康で自分らしい生活を維持していくためには、若い時からの健康づくりが重要で、一人ひとりが健康に関心を持ち、生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組んでいくことが必要である。そのためには、特定健診やがん検診などを含めた、それぞれのライフステージに応じた健診体制の構築や健診受診率の向上・健診後の保健指導を充実させていくことが必要である。

母子保健においても、妊婦のやせ・喫煙・食生活及び低体重児の出生等は、妊娠前からの生活のあり方が関係しており、妊娠する前の学童期・思春期の健康づくりも視野に入れながら親自身の心と体の健康管理、子供の成長発達に応じた育児や基本的生活習慣の確立ができるよう支援していく必要がある。

また、社会的な環境の変化等により家庭基盤の脆弱なケースや育児不安を抱えたケースも増加しており、関係機関との連携を強化しながら、妊娠期からの継続した支援体制を充実させていく必要がある。

既存感染症や新たな感染症の出現が見られることから、迅速で的確な対策を行うとともに、発生を未然に防止するため、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行うなど、効果的な

予防接種事業を推進する必要がある。

(2) その対策

- (ア) 高齢者自らが学習・文化・スポーツ活動や地域活動、就業などを通じ、地域社会へ積極的に参加できる環境づくりを推進する。
- (イ) 高齢者が健康で介護を必要とせず、住み慣れた地域や家庭で自立して安心した生活を送ることができるよう、各種介護予防事業の充実を図る。
- (ウ) 地域包括支援センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関などの関係機関が連携し、地域包括ケア体制の充実を図る。
- (エ) 保育環境の充実と保育サービスの充実に努め、多様な保育ニーズへの対応を図る。
- (オ) 児童が安全・安心に過ごすことのできる居場所の充実や子どもへの虐待の予防、早期発見、相談などを行い、児童の育成環境の充実を図る。
- (カ) ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるよう、関係機関と連携して相談や自立支援に努め、不安の解消と家庭生活の安定・向上を図る。
- (キ) 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進する。
- (ク) 障害福祉サービスの充実を図り、障がい者の自立を支援する。
- (ケ) 道路や住宅、公共交通機関のユニバーサルデザインによる環境整備や障がい者の雇用と就労機会の拡大を推進し、自立と社会参加の促進を図る。
- (コ) 障がい者への福祉制度やサービスの周知を行うとともに、相談支援体制の充実を図る。
- (サ) 医療・福祉・教育などの関係機関の連携により、障害を早期発見、早期療育体制を築き、障害の軽減や社会適応能力の向上を図る。
- (シ) 地域福祉活動を行う地域住民や町内会、福祉団体などを支援するとともに、社会福祉協議会等の事業活動を充実させ、地域福祉力の向上を図る。
- (ス) 福祉教育の推進や地域活動団体間のネットワークづくりなどを行い、福祉活動へ積極的に参加する人材の育成と確保に努める。
- (セ) 健康に関する情報提供や学習機会の拡充を図るとともに、健康づくりを推進する各種団体等との連携を強化しながら健康づくりの活動を推進する。
- (ソ) 妊娠・出産・育児期を通して継続した支援を行い、次代を担う子どもたちの、生涯を通じた健康づくりのための生活習慣の基礎を築く。
- (タ) 各年齢期に応じた健診体制と、健診結果に基づいた保健指導に努め、生活習慣病の発症及び重症化予防を図る。
- (チ) 定期的、計画的な予防接種事業を行い、既存または新たな感染症の未然防止に努める。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 老人ホーム その他 (8) 過疎地域自立促進特別事業 敬老助成券交付事業 【内容】 バス券やハイヤー券など、高齢者の社会参加を促すための支援 【必要性】 高齢化が進行する中、高齢者が社会参加しやすい環境を整える必要がある 【効果】 高齢者の生きがいづくりの促進及び心身の健康保持が図られる 特別保育事業（延長、乳児、一時、広域保育） 【内容】 保護者の就労などにより多様化するニーズに応え、様々な形態の保育事業を実施 【必要性】 仕事と育児を両立しながら、安心して働くことができる環境を整える必要がある。 【効果】 子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の人口流出が抑えられ、定住につながる	特別養護老人ホーム整備事業 老人憩の家改修事業 敬老助成券交付事業 【内容】 バス券やハイヤー券など、高齢者の社会参加を促すための支援 【必要性】 高齢化が進行する中、高齢者が社会参加しやすい環境を整える必要がある 【効果】 高齢者の生きがいづくりの促進及び心身の健康保持が図られる 特別保育事業（延長、乳児、一時、広域保育） 【内容】 保護者の就労などにより多様化するニーズに応え、様々な形態の保育事業を実施 【必要性】 仕事と育児を両立しながら、安心して働くことができる環境を整える必要がある。 【効果】 子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の人口流出が抑えられ、定住につながる	社 福 砂川市 砂川市 砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>子育て支援センター事業</p> <p>【内容】</p> <p>子育てに関する不安を解消するため、相談指導を行う</p> <p>【必要性】</p> <p>核家族化の進行により、子育てに関する環境が変化していることから、子育て支援を行う必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の人口流出が抑えられ、定住につながる</p>	砂川市	
		<p>乳幼児等の医療費助成事業</p> <p>【内容】</p> <p>小学生までの児童等の医療費負担を軽減させるための支援</p> <p>【必要性】</p> <p>少子化及び人口減少対策として子育て支援を行う必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の人口流出が抑えられ、定住につながる</p>	砂川市	
		<p>重度心身障害者医療費助成事業</p> <p>【内容】</p> <p>重度の障害を持つ人の医療費負担を軽減させるための支援</p> <p>【必要性】</p> <p>重度心身障害者は疾病も多く、就労等も限られることから、必要な医療を受けるための負担軽減が必要である</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>【効果】</p> <p>重度心身障害者の保健の安定と福祉の増進が図られる</p> <p>ひとり親家庭等医療費助成事業</p> <p>【内容】</p> <p>20歳未満の子どもを扶養するひとり親家庭等の医療費負担を軽減させるための支援</p> <p>【必要性】</p> <p>少子化及び人口減少対策として子育て支援を行う必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の人口流出が抑えられ、定住につながる</p>	砂川市	
		<p>シルバー人材センター支援事業</p> <p>【内容】</p> <p>シルバー人材センター運営費への支援</p> <p>【必要性】</p> <p>高齢者の生きがいづくりと、社会参加を促す必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>高齢者が地域活性化に貢献できる</p>	砂川市	
		<p>子育て支援指定ごみ袋配布事業</p> <p>【内容】</p> <p>子育て世帯に対し、紙おむつなどの処理用として指定ごみ袋を配布する</p> <p>【必要性】</p> <p>人口減少、少子化対策として、安心して子どもを産み育てられる環境づ</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>くりが必要である</p> <p>【効果】</p> <p>子育て世帯の経済的負担の軽減が図られ、子育てしやすい環境がつくれる</p> <p>すながわ出会い創出支援事業</p> <p>【内容】</p> <p>独身男女の出会いを創出する事業を実施する団体等に対し支援する</p> <p>【必要性】</p> <p>都市圏へ出会いを求めるなど、独身男女の人口流出を防ぐ必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>出会いから結婚、出産等により、定住や人口減少への対応が図られる</p> <p>特定不妊治療費助成事業</p> <p>【内容】</p> <p>特定不妊治療に要する費用の一部を助成する</p> <p>【必要性】</p> <p>特定不妊治療には多くの経費がかかり、そのリスクが治療を受ける障壁となるため支援が必要である</p> <p>【効果】</p> <p>妊娠、出産の望む夫婦の経済的負担の軽減から精神的な安定が保たれる</p> <p>妊婦一般健康診査費用助成事業</p> <p>【内容】</p> <p>これまで有料となっていた基準回数を超えた超音波検査及び健康診査にかかる費用を助成する</p>	砂川市	
			砂川市	
			砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>【必要性】 健康診査未受診者及び少子化対策として、出産までの間、安心して受診ができる環境が必要である</p> <p>【効果】 妊婦の経済的負担の軽減と、適切な妊婦一般健康診査の受診を促進することができる</p> <p>インフルエンザ任意予防接種費用助成事業</p> <p>【内容】 中学生までのインフルエンザ予防接種にかかる費用を助成する</p> <p>【必要性】 子どもの予防接種は任意であり費用負担が伴うため、接種しやすい環境を整備する必要がある</p> <p>【効果】 子育て世帯に対する経済的負担の軽減と子どものインフルエンザ重症化を防ぐことができる</p> <p>多子世帯保育料軽減補助事業</p> <p>【内容】 市内の保育所利用者に対し、第2子以降の子の保育料を軽減補助する</p> <p>【必要性】 少子化対策の一環として、子育て世帯の経済的負担軽減を図り、第2子以降の出産を後押しする必要がある</p> <p>【効果】 子育てにかかる経済的負担が軽減され、少子化の抑制につながる</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>病児・病後児保育事業</p> <p>【内容】</p> <p>自宅での保育が困難な病気中又は病気の回復期にある児童を一時的に保育する</p> <p>【必要性】</p> <p>保護者の子育てと就業等の両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備する必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>共働き世帯が増加する中、子育てと就業の両立及び児童の健全な育成が図られる</p>	砂川市	
		<p>学童保育事業</p> <p>【内容】</p> <p>保護者就労等により保育に欠ける児童に対し、遊びの場や生活の場を確保するとともに、保護者に代わって指導員が保育する</p> <p>【必要性】</p> <p>児童の安全と健全な育成を図る必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>児童の安全と健全な育成の場が確保され、保護者が安心して就労することができる</p>	砂川市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6. 医療の確保

(1) 現況と問題点

①医療

本市における医療施設は、平成 27 年 7 月 1 日現在で病院 2 施設、一般診療所 7 施設、歯科診療所 9 施設が開設され、人口 10 万人対医療施設数では、病院については全道水準以上の施設数である一方、一般診療所及び歯科診療所の施設数は少ない状況となっている。

このような中、中空知 2 次医療圏においては、「日本の過疎地で最も医療の充実した地域の一つである」とされており、各市町が支援を行いながら、それぞれの医療機関が役割を分担するなど、救急医療提供体制を始めとした医療連携を図り、地域医療を確保している。

その核となる砂川市立病院は施設の老朽化等が進んだため、平成 18 年度から隣地での移転建替えに取り組み、平成 24 年 10 月に改築事業のすべてを完了した。市立病院は、中空知 2 次医療圏の地域センター病院、災害拠点病院、地域周産期母子医療センター、地域がん診療連携拠点病院、基幹型臨床研修病院、各種学会の教育認定施設、地域救命救急センターなど数多くの指定を受け、政策的医療や教育研修施設として、地域の基幹病院の役割を果たしている。

また、入院患者の約 7 割、外来患者の約 6 割が近隣市町からの患者で占められているなど、地域完結型医療の中心と位置づけられるとともに、安全で質の高い医療を提供する役割を担っていく必要がある。

このため、医療連携として産婦人科、泌尿器科などの医師を近隣の医療機関へ派遣するとともに、脳卒中などの連携パスを作成し、医療施設間で診療計画を共有している。また、ICT 関連では、医療資源の有効活用を図り、広域的連携を強化することが急務となっていることから、市立病院の患者情報・放射線画像データ・検査データ・処方内容などの医療情報を、連携する市内の医療機関、介護保険事業所等とインターネット網を介し、共有するシステムを導入し、更に中空知 2 次医療圏の基幹病院間での情報共有システムの導入に向け協議を進めている。

医療を取り巻く環境は、いわゆる「団塊の世代」がすべて 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）を見据え、更には疾病構造の変化などが進む中、質の高い医療や安心できるきめ細やかなサービスの提供が求められるなど、医療ニーズが多様化・専門化してきている。

今後においても、地域医療の確保を図る上では、医師・看護師等の医療従事者の確保や救急・高度専門医療などの高度急性期を充実するとともに、地域包括ケア病棟の有効活用や、慢性期も視野に入れ、初期救急から介護療養までを診る「自己完結又は地域完結型病院」を目指し、地域に必要な医療体制を整備する必要がある。また、在宅医療の推進は、地域包括ケアシステム構築のために大きな役割を持っており、医療機関や行政、介護サービス事業所等との緊密な連携と機能分担を促進し、更には地域医療連携ネットワークシステムの拡充などによる医療資源の有効活用を図り、広域的連携による医療提供体制の強化が急務となっている。

(2) その対策

- (ア) 医療施設及び医療機器の整備を推進し、高度専門医療などの充実を図る。
- (イ) 令和7年を見据えた医療提供体制の充実や、地域医療連携を強化し、地域医療の確保を図る。
- (ウ) 救急医療の拠点となる病院を支援し、地域における救急体制の確保を図る。
- (エ) 大学との連携、医師の負担軽減等に努めるとともに、職員の働きやすい職場環境を整備し医師及び医療従事者の確保を図る。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 医療の確保	(1) 診療施設 その他	市立病院医療機械器具整備事業	砂川市	
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	当番医制の確保・維持事業 【内容】 休日等における救急医療体制を確保するための輪番制の事業運営費の負担 ・ 小児救急医療支援事業交付金 ・ 在宅当番医運営事業委託料 【必要性】 休日等における救急患者受入に対応する必要がある 【効果】 地域の救急医療体制が確保される	砂川市	
		看護学生修学資金貸与事業 【内容】 将来、市立病院に看護師・助産師として従事しようとする者に対し、看護師・助産師の資格取得に必要な修学資金を貸与する 【必要性】 市立病院の人材確保及び市内就業の促進を図る必要がある 【効果】 看護師・助産師の I・U・J ターンにより、地域医療の充実及び定住促進につながる	砂川市	
	(4) その他	市立病院医師住宅整備事業	砂川市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7. 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

本市では、少子化が進行していたことから、昭和 59 年に「砂川市小中学校整備計画」を策定し、小中学校の統廃合を行い、小学校 5 校、中学校 2 校の体制として小中学校の施設整備を行ってきた。その後も、学校基本調査の結果では、平成 26 年の小学校の児童数は 805 人、中学校の生徒数は 473 人で、平成 16 年と比較すると小学校では 14.7%、中学校では 13.7% 減少しており少子化傾向が続いている。

小中学校の教育環境については、児童・生徒が安全で安心して学習できる快適な環境づくりを進めるため、平成 22 年度までに学校施設の耐震補強工事を終え、耐震化率は 100%となっているが、7 校全ての施設が築 20 年を超える老朽化が進んでいることから、今後においても施設・設備の安全対策を含めた計画的な改修の必要がある。

また、少子化の影響により、学級編成基準においては複式学級とすべき状況があるが、すべての児童、生徒に平等の学習機会を確保するため、単式学級維持に向けた取り組みと支援が必要である。更には高度情報化やグローバル化などを背景として、教育環境が大きく変化していく中、特に道徳的実践力や規範意識に関する適切な対応が求められており、子どもの成長を見据えながら、学校・家庭・地域など社会をあげて教育に取り組んでいくことが重要である。

更に、学校教育活動の振興と円滑な運営を図るため、学習指導要領に基づく教材等の整備や、児童・生徒の主体的な学習活動の支援として学校図書館図書の整備を進めている。

学校給食については、地産地消を取り入れ、安全で栄養バランスの取れた給食内容の充実に努めているが、食の安全・安心に対する保護者の関心が高まっていることから、給食センターの適切な運営管理が求められている。

高等学校については、生徒数は減少傾向にある中、砂川高校では「全日制普通科単位制」を導入し、特色のある学科・コースの設置や多様な科目の開設によるカリキュラム編成などに取り組んでいることから、今後も、砂川高校と連携を図りながら、単位制の特色などの情報を発信するとともに、各種資格取得などへの支援等、生徒の確保に向けた取り組みを進める必要がある。

②生涯学習

経済的な豊かさが増し、生活水準の向上や余暇時間が増大するとともに、新たな知識や技能の習得など、自己の資質の向上が求められるようになってきている。このような社会的背景の下で生じる様々な学習需要に対応するとともに、一人ひとりの個性が尊重されながら、生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれもが学習できる条件づくりと、多様な場で行われる学習の成果を適切に評価することが必要となっている。

本市では、市民が主体的に学び続けられる拠点として公民館や地域交流センターなどを活用し、多種多様な講座やサークル活動・講演会といった事業を展開しながら、地域住民の学習の場・交流の場の充実を図っている。図書館では、乳幼児から読書に関心を深めてもらうため、ブックスタート事業の実施や学習活動の支援を行っており、知の学習拠点として有効に利用されるよう、資料の充実をはじめ、図書館サービスの向上に努めていく必要がある。

今後も、団体や個人の自主的な学習を推進し、活動の輪が広がるよう、環境の整備に取り組むとともに、多様な学習ニーズに対応するためのボランティアの発掘など、人材の確保・活用を図る必要がある。

③スポーツ・レクリエーション

本市のスポーツ・レクリエーション活動に親しむ市民は、人口の減少や少子高齢化の進行などを要因として、減少する傾向にあるが、市民の誰もが気軽に運動を楽しみ、心身ともに健康に過せるまちを目指す必要がある。

自らの健康・体力の保持・増進に対する意識が高まってきており、スポーツ・レクリエーション活動は、生活習慣病の予防や介護予防など、健康の増進に寄与し、高齢者の生きがいやコミュニティの創出という面でも重要な活動となっていることから、子どもから高齢者まで、誰もがそれぞれの体力に合わせて自由にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる生涯スポーツ社会の実現が求められている。

このことから、その活動拠点となる環境の整備をはじめ、市民ニーズに応えたニュースポーツの活動機会の提供や専門的な知識と技術を持った人材の発掘・育成に努め、スポーツ・レクリエーション人口の拡大を図る必要がある。

(2) その対策

- (ア) 学校施設・設備や学習指導要領に沿った教材等の整備を図り、児童・生徒が平等に学習する機会の確保と安全で安心して学習できる快適な教育環境づくりを進める。
- (イ) 幼稚園への就園を支援し、小学校へのスムーズな就学を図る。
- (ウ) 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力を育成する。
- (エ) 道徳教育の充実を図るとともに、いじめや不登校等の対応を図るために連携体制や相談機能の充実を図る。
- (オ) 給食センター施設の維持管理と設備の計画的な更新を行うとともに、地元農産物の利用を推進し、安心・安全な給食の提供に努める。
- (カ) 学校、家庭、地域住民の連携を図り、地域に開かれた特色ある学校づくりを進める。
- (キ) 砂川高校との連携を図り、単位制としての特色などの情報発信及び各種試験、検定の受験費用等を支援する。
- (ク) 社会情勢の変化に対応した講座・教室開催など、生涯学習機会の充実を図る。
- (ケ) 学校、家庭、地域、行政が連携し、読書に親しむ環境づくりを進め、効果的な読書活動の機会を提供する。
- (コ) 公民館や図書館の施設機能の充実を図り、市民一人ひとりが主体的に学び合える環境を創出する。
- (サ) 計画的なスポーツ施設の整備を行うとともに、指導者の確保、各種団体の活動を支援し、スポーツ活動を通じた交流の促進を図る。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 水泳プール 給食施設 (3)集会施設、体育施設等 体育施設 (4)過疎地域自立促進特別事業 幼稚園就園補助事業 【内容】 幼稚園に通う子を持つ世帯に対し、就園費用を支援する 【必要性】 子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生み育てるとのできる環境を整備する必要がある 【効果】 子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の人口流出が抑えられ、定住につながる 小学校教員確保事業 【内容】 市内小学校の単式学級を維持するため臨時任用教員を配置する 【必要性】	校舎外壁・屋根改修事業 学校暖房機器改修事業 学校トイレ洋式化事業 体育館外壁・屋根改修事業 グラウンド整備事業 プール改修事業 学校給食センター備品整備事業 海洋センタースポーツアリーナアスベスト除去事業 市営野球場改修事業 市営テニスコート改修事業 幼稚園就園補助事業 【内容】 幼稚園に通う子を持つ世帯に対し、就園費用を支援する 【必要性】 子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生み育てるとのできる環境を整備する必要がある 【効果】 子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の人口流出が抑えられ、定住につながる 小学校教員確保事業 【内容】 市内小学校の単式学級を維持するため臨時任用教員を配置する 【必要性】	砂川市 砂川市 砂川市 砂川市 砂川市 砂川市 砂川市 砂川市 砂川市 砂川市 砂川市 砂川市	

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>市内全ての小学生が同等の義務教育を学ぶ環境整備が必要である</p> <p>【効果】 児童、教員の負担が解消されるとともに、適正な学校教育により子どもの健全な育成が図られる</p> <p>高等学校教育の活性化支援事業</p> <p>【内容】 砂川高等学校の活性化のため、各種試験・検定等の受験費用などを助成する</p> <p>【必要性】 市内唯一の高等学校は、地域にとって重要な教育機関であり、存続させていく必要がある</p> <p>【効果】 若年者の市外への流出に歯止めをかけるとともに、次代を担う人材を育成する</p> <p>市民体育祭交付金事業</p> <p>【内容】 市民体育祭を実施したスポーツ団体に実行委員会を通じて開催経費の一部を交付する</p> <p>【必要性】 市民のスポーツ活動を積極的に奨励するとともに、健康増進を図る必要がある</p> <p>【効果】 市民の健康と体力つくりを図ることができる</p>	砂川市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①芸術・文化・文化財

本市においては、24団体を数える市文化協会の加盟団体をはじめ、市民が自主的に組織した団体、グループ・サークルを中心に芸術文化活動を展開している。また、本市の歴史や伝統文化、文化財を継承・保存するために、郷土資料室が整備されていることに加えて郷土研究会も大きな役割を果たしている。このような中、郷土に対する認識を深めるため、平成20年に砂川市文化財保護条例を制定し、文化財の保存・活用に努めている。

また、交流や芸術文化を通して新たな人の流れによるにぎわいと活力を創出することを目的に設置された地域交流センターでは、単に鑑賞型にとどまらず、市民が主体となって劇団を創設するなど、市民による多岐にわたった芸術文化活動が行われており、子どもから高齢者まで楽しめる参加型の文化活動が地域に定着し、市民の芸術文化への関心を高めている。

地域に根ざした文化や創造性豊かな芸術活動は、地域の魅力や有形無形の資源を見出し、地域生活を豊かにし、郷土愛を育むために重要な役割を担っているため、郷土の歴史や文化が広く知られ、後世に大切に継承される必要があるが、郷土資料の整理・保存作業可能な人材確保に向けた地域住民との協力体制の整備が必要となっている。また、より創造的で自主的な芸術文化活動を展開するための芸術文化団体への支援や、地域交流センターなどの文化施設の利活用を促進し、地域文化の充実を図る必要がある。

(2) その対策

- (ア) 市民の主体的な芸術文化活動の振興を支援し、芸術文化鑑賞機会の充実と新たな文化の創造を図る。
- (イ) 市民の協力を得ながら、文化財や郷土資料の発掘や適切な保護・保存・活用に努める。

(3) 計画

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7. 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域自立促 進特別事業	<p>市民文化祭実行委員会交付金</p> <p>【内容】</p> <p>文化活動を自主的に企画・運営する 実行委員会に対する支援</p> <p>【必要性】</p> <p>市民の文化活動に対する意欲向上 と、文化伝承の関心を高める必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>文化活動の発表機会が確保される ことにより、人々の「心の豊かさ」を 生み、生きがいを持てる地域社会が形 成される</p> <p>地域交流センター運営管理委託事業</p> <p>【内容】</p> <p>既存施設を有効活用し、舞台芸術や 音楽公演など鑑賞の場を提供する</p> <p>【必要性】</p> <p>すぐれた芸術文化などの鑑賞機会 を提供し、市民の文化意識の高揚を図 る必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>世代間の交流や新たな文化創造が 醸成される</p>	砂川市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市は、東の丘陵地帯、西の石狩川に囲まれた平坦な地域において、国道12号に沿って南北に商業地域、住宅地域、工業地域が形成され、その周辺が農業地域となっている。

各地区においては、生活道路や上下水道など、生活基盤の整備が進んでいることから、当面は集落を再編する計画はないが、少子高齢化や核家族化などの進行、住民の連帯感の希薄化、農業地域における後継者不足などから、コミュニティの維持が難しくなってきている。

その中で、JR砂川駅を中心として市街地が形成された中心市街地においても、人口減少などにより空き店舗も増え、空洞化が進行してきたことから、第6期総合計画では、市民が市街地において日常の生活需要を満たすことができるコンパクトなまちづくりを推進しており、まちなか居住の促進や商店街の活性化などに取り組んでいるところである。

今後も、市民が住み慣れた地域で暮らし続けることができる生活環境の整備に努めるとともに、町内会の組織づくりや活動を支援して、活力ある地域づくりを推進していくことが必要である。

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

①協働

経済情勢の変化や情報化社会の進展、市民の価値観やニーズの多様化・高度化を背景に、行政主導によって地域課題を解決することや地域の特性を活かした個性的なまちづくりを進めていくことが難しくなってきている。

本市では、これまで、第6期総合計画における「市民と行政が信頼し合う協働によるまちづくり」のもと、各種審議会や各種計画づくりなどにおいて市民参加を推進し、市民が広くまちづくり等に参画できる体制を整えてきた。

また、地域住民が主体となって行う街区公園などの維持管理や、交流・文化の拠点施設である地域交流センターでは、施設の運営管理はもとより、建設計画の段階から市民の意見を反映させながら創り上げるなど、協働の取り組みが進められてきている。

今後も、多くの市民のまちづくりへの参画を得るために、わかりやすい行政情報の提供に努めるとともに、市民と行政のそれぞれの役割など、市民参画（協働）を進めるための理解を得る仕組みづくりも必要である。また、市民の市政への関心を高め、さらに若者や女性などがもっとまちづくりへ参画できるよう、より広い視点や範囲での広報広聴事業を推進する必要がある。

②地域コミュニティ

本市の地域コミュニティは、町内会が主体となって自主的な取り組みがなされており、平成26年度末の町内会数は、87団体で6,771世帯が加入しているが、全戸数の75.2%となっていることから、加入促進に向けた取り組みを進めなければならない。

地域コミュニティの拠点となる施設については、町内会館建設への支援をはじめ、コミュニティセンターの施設整備を図るとともに、指定管理者制度を導入して、施設の有効活用と適正な運営管理を地域住民とともに進めている。

また、市民の価値観が多様化する中、急速な高齢化や人口減少などによって、地域が抱える課題も多岐にわたっていることや、市民生活に直結する問題は、市民が主体となって互いに協力し、助け合いながら、地域自らの手で解決していくことが求められていることから、その解決に向けて市民の合意形成が図られるコミュニティの構築を図っていかなければならない。

そのためには、地域活動に対する市民の関心を喚起するとともに、地域コミュニティを担う体制づくりが重要なことから、多様な人材の育成・確保に努め、幅広い世代の市民の参加が得られるようにする。

③自然エネルギー

本市では、「砂川市地球温暖化対策職員行動計画」を策定し、市の関連施設において二酸化炭

素などの温室効果ガスの排出削減を目標に、電気や燃料の使用量削減などの取り組みを進めており、今後は、地域における温室効果ガスの排出削減に向け、自主的かつ積極的に取り組んでいく必要がある。

また、省資源や省エネルギー、リサイクルなど、環境に配慮した行動につながるよう、市民意識の向上を図る取り組みが求められていることから、自然エネルギー活用住宅や次世代省エネルギー基準対応住宅の普及・啓発を進めるとともに、ソーラーシステムなど、自然エネルギーの導入を促進していく必要がある。

(2) その対策

- (ア) 市民が主体的にまちづくり等に参画することができる環境づくりを進め、協働による魅力あるまちづくりや地域課題の解決を図る。
- (イ) 広報広聴活動の充実を図り、効果的な情報提供と積極的な市民意見の把握に努める。
- (ウ) あらゆる場における男女共同参画の啓発・推進に努め、男女がともに健やかに暮らしていくことができる環境を整える。
- (エ) 町内会などのコミュニティ活動を推進し、地域に暮らす人々がお互いに理解し、助け合う、明るいコミュニティづくりを図る。
- (オ) 自然エネルギーの利活用の拡大に向けた取り組みを推進する。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1) 自然エネルギー利用施設 (2) 市民参画及びコミュニケーション推進事業 (過疎地域自立促進特別事業)	庁舎地中熱設備導入事業 地域コミュニティ活動支援事業補助 【内容】 町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みへの支援 【必要性】 地域コミュニティの充実・強化を図り、市民と市との協働のまちづくりを推進する必要がある 【効果】 自主的な地域コミュニティ活動が促進され、協働のまちづくりの意識が高まり、協力体制の強化につながる 協働の環境づくり推進事業 【内容】 企業経営者や特色ある活動をしているグループ・サークル等と市長が、今後のまちづくりに向けた懇談を行う 【必要性】 市民と市が目的や課題などを共有し、相互理解を図るために必要がある 【効果】 市民と市の相互理解から、まちづくりに対する協働意識の醸成と理解浸透を図ることができる	砂川市 砂川市 砂川市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

事業計画（平成28年度～令和2年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	<p>中小企業等振興補助</p> <p>【内容】</p> <p>中小企業等が行う商店街の店舗整備や組織化事業などへの支援</p> <p>【必要性】</p> <p>中小企業等の健全経営及び安定化を促す必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>商工業振興と地域経済の活性化が図られる</p> <p>商工会議所事業補助</p> <p>【内容】</p> <p>商工会議所が行う中小企業支援事業や商工振興事業への支援</p> <p>【必要性】</p> <p>中小企業等の経営安定化や育成とともに、商工振興事業による地域の消費拡大等を図る必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>商工業振興と地域経済の活性化が図られる</p> <p>商業振興対策商品券発行事業補助</p> <p>【内容】</p> <p>商業振興策として地元商店会等が行う商品券発行への支援</p> <p>【必要性】</p> <p>他市への購買力の流出を防ぎ、地域の消費拡大等を図る必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>商業振興と地域経済の活性化が図られる</p>	砂川市	
			砂川市	
			砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>企業振興促進対策事業補助</p> <p>【内容】</p> <p>企業の設備投資や新規雇用などへの支援</p> <p>【必要性】</p> <p>企業の設備投資等に係る負担を軽減し、企業の立地や事業の拡大を促す必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>投資による企業の活発な事業活動を促進することで、雇用の拡大など、地域経済の活性化が図られる</p>	砂川市	
		<p>砂川観光協会補助（事業費分）</p> <p>【内容】</p> <p>砂川観光協会が行うイベントや観光事業などへの支援</p> <p>【必要性】</p> <p>イベント事業の補助により地域の活性化を図るだけではなく、継続的に事業効果等を把握し、知名度の向上と集客力を高める必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>にぎわいの創出と地域経済の活性化が図られる。</p>	砂川市	
		<p>スイートロード協議会支援事業</p> <p>【内容】</p> <p>スイートロード協議会が行う中心市街地回遊事業などへの支援</p> <p>【必要性】</p> <p>空洞化する中心市街地へ人の流れを導き出し、まちのにぎわいを創出する必要がある</p> <p>【効果】</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>にぎわいの創出と中心市街地の活性化が図られる</p> <p>勤労者共済会交付金事業</p> <p>【内容】</p> <p>勤労者共済会に市付加給付相当額を交付する</p> <p>【必要性】</p> <p>個々の企業では実施が難しい福利厚生事業を促進する必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>楽しく安心して働く職場づくりと従業員の定着及び事業所の発展が図られる</p>	砂川市	
		<p>納涼花火大会支援事業</p> <p>【内容】</p> <p>花火大会事業費の一部を定額補助する</p> <p>【必要性】</p> <p>中空知地域から多数集客していることから、地域への経済波及効果を向上させる必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>にぎわいの創出と中心市街地の活性化が図られる</p>	砂川市	
		<p>商業街路灯設置・維持費補助</p> <p>【内容】</p> <p>商業街路灯を設置または維持する団体に対し、設置費の一部もしくは維持費として電気使用料を補助する</p> <p>【必要性】</p> <p>中心市街地の商業環境の整備と</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>活性化を図るため必要がある 【効果】</p> <p>商店街利用者の利便性・安全性が確保され、集客から商店街のにぎわい創出につながる</p>		
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11)過疎地域自立促進特別事業	<p>地域公共交通運行事業 【内容】</p> <p>予約型乗合タクシーの運行事業費を補助する 【必要性】</p> <p>高齢者等の交通弱者に配慮した公共交通の安定的な運行を確保し、市民の利便性向上を図る</p> <p>【効果】</p> <p>日常生活における移動手段の確保が図られ、利便性が向上する</p> <p>バス路線確保対策事業 【内容】</p> <p>赤字路線を運行するバス事業者に対して収支補填を行い、バスの運行を確保する 【必要性】</p> <p>バス利用者が減少する中、市民の移動手段を確保するために、バス事業者への財政支援が必要である</p> <p>【効果】</p> <p>赤字路線のバス運行が継続され、特に交通弱者と言われる市民の移動手段が確保される</p>	砂川市	
3 生活環境の整備	(7)過疎地域自立促進特別事業	<p>防犯灯設置・維持費補助 【内容】</p> <p>防犯灯を設置し、または維持する</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>町内会等に対する支援</p> <p>【必要性】</p> <p>地域における防犯対策を進める 必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>夜間における視認性が確保され、 市民の安全・安心な暮らしが保たれ る</p> <p>住宅建設・改修等補助</p> <p>【内容】</p> <p>住宅の取得や改修工事を行う者 に対する支援</p> <p>【必要性】</p> <p>人口減少や高齢化の進行に対応 し、人口増加及び良質な住宅ストッ クの形成とまちなか居住を推進す る必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>定住の促進や、まちなかへの居住 誘導が図られる</p> <p>老朽住宅除却費補助</p> <p>【内容】</p> <p>老朽住宅の除去を行う者に対す る支援</p> <p>【必要性】</p> <p>地域における住環境の整備改善 と防犯・防災対策を進める必要があ る</p> <p>【効果】</p> <p>住環境の質的向上と市民の安 全・安心な暮らしが保たれる</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>移住定住促進事業</p> <p>【内容】</p> <p>移住希望者に対する総合的な情報提供や受入体制の整備、移住後の支援等</p> <p>【必要性】</p> <p>人口減少が進む中、人口増加に向けた取り組みを進めていく必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>移住者及び交流人口の増加による新たな需要の創出で、まちの活性化が図られる</p>	砂川市	
		<p>緑と花の祭典実行委員会交付事業</p> <p>【内容】</p> <p>緑化に関する祭典を主催する「緑あふれる公園都市推進市民会議」に祭典事業費を交付する</p> <p>【必要性】</p> <p>自然を守り、生活環境の緑を生み育て、緑と交流を深めることにより、緑あふれる公園都市を形成する必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>祭典を通して市民が楽しみながら緑との交流を深めることにより、緑化意識の高揚が図られる</p>	砂川市	
		<p>花いっぱい運動事業</p> <p>【内容】</p> <p>公共施設及び道路の植樹艸等に継続的に花を植え維持管理する団体を支援する</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>【必要性】</p> <p>花を通して緑化意識の高揚を図り、美しい景観をもつまちづくりを進める必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>街並みの良好な景観の形成が促進されるとともに、市民の緑化意識の高揚が図られる</p> <p>公園長寿命化事業</p> <p>【内容】</p> <p>公園施設の改築及び適切な点検、維持管理により施設機能の向上や保持を図る。</p> <p>【必要性】</p> <p>安全で快適な公園施設整備により、利用者が安心できる都市公園を提供する必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>長寿命化によるコスト削減及び利用者の安全性や快適性が確保される</p> <p>住宅用太陽光発電システム等補助事業</p> <p>【内容】</p> <p>住宅用太陽光発電システムを設置する住宅居住者に設置費用を助成する</p> <p>【必要性】</p> <p>地球温暖化対策及び環境保全意識の高揚のため、新エネルギーの普及促進を図る必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>市民の環境保全に対する意識の</p>	砂川市	
			砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>向上、新エネルギーの積極的な利用により、地球にやさしく環境負荷の少ない循環型社会が形成される</p> <p>公共施設解体事業</p> <p>【内容】</p> <p>老朽化した公共施設の解体除去を行う</p> <p>【必要性】</p> <p>老朽化した公共施設の倒壊を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>施設周辺の環境整備及び景観の保全が図られる</p>	砂川市	
4 高齢者等の保健福祉の向上及び增进	(8)過疎地域自立促進特別事業	<p>敬老助成券交付事業</p> <p>【内容】</p> <p>バス券やハイヤー券など、高齢者の社会参加を促すための支援</p> <p>【必要性】</p> <p>高齢化が進行する中、高齢者が社会参加しやすい環境を整える必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>高齢者の生きがいづくりの促進及び心身の健康保持が図られる</p> <p>特別保育事業（延長、乳児、一時、広域保育）</p> <p>【内容】</p> <p>保護者の就労などにより多様化するニーズに応え、様々な形態の保育事業を実施</p> <p>【必要性】</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>仕事と育児を両立しながら、安心して働くことができる環境を整える必要がある。</p> <p>【効果】</p> <p>子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の人口流出が抑えられ、定住につながる</p> <p>子育て支援センター事業</p> <p>【内容】</p> <p>子育てに関する不安を解消するため、相談指導を行う</p> <p>【必要性】</p> <p>核家族化の進行により、子育てに関する環境が変化していることから、子育て支援を行う必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の人口流出が抑えられ、定住につながる</p>	砂川市	
		<p>乳幼児等の医療費助成事業</p> <p>【内容】</p> <p>小学生までの児童等の医療費負担を軽減させるための支援</p> <p>【必要性】</p> <p>少子化及び人口減少対策として子育て支援を行う必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の人口流出が抑えられ、定住につながる</p>	砂川市	
		<p>重度心身障害者医療費助成事業</p> <p>【内容】</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>重度の障害を持つ人の医療費負担を軽減させるための支援</p> <p>【必要性】</p> <p>重度心身障害者は疾病も多く、就労等も限られることから、必要な医療を受けるための負担軽減が必要である</p> <p>【効果】</p> <p>重度心身障害者の保健の安定と福祉の増進が図られる</p>		
		<p>ひとり親家庭等医療費助成事業</p> <p>【内容】</p> <p>20歳未満の子どもを扶養するひとり親家庭等の医療費負担を軽減させるための支援</p> <p>【必要性】</p> <p>少子化及び人口減少対策として子育て支援を行う必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の人口流出が抑えられ、定住につながる</p>	砂川市	
		<p>シルバー人材センター支援事業</p> <p>【内容】</p> <p>シルバー人材センター運営費への支援</p> <p>【必要性】</p> <p>高齢者の生きがいづくりと、社会参加を促す必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>高齢者が地域活性化に貢献でき</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>る</p> <p>子育て支援指定ごみ袋配布事業</p> <p>【内容】</p> <p>子育て世帯に対し、紙おむつなどの処理用として指定ごみ袋を配布する</p> <p>【必要性】</p> <p>人口減少、少子化対策として、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが必要である</p> <p>【効果】</p> <p>子育て世帯の経済的負担の軽減が図られ、子育てしやすい環境がつくられる</p>	砂川市	
		<p>すながわ出会い創出支援事業</p> <p>【内容】</p> <p>独身男女の出会いを創出する事業を実施する団体等に対し支援する</p> <p>【必要性】</p> <p>都市圏へ出会いを求めるなど、独身男女の人口流出を防ぐ必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>出会いから結婚、出産等により、定住や人口減少への対応が図られる</p>	砂川市	
		<p>特定不妊治療費助成事業</p> <p>【内容】</p> <p>特定不妊治療に要する費用の一部を助成する</p> <p>【必要性】</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>特定不妊治療には多くの経費がかかり、そのリスクが治療を受ける障壁となるため支援が必要である</p> <p>【効果】</p> <p>妊娠、出産の望む夫婦の経済的負担の軽減から精神的な安定が保たれる</p> <p>妊娠一般健康診査費用助成事業</p> <p>【内容】</p> <p>これまで有料となっていた基準回数を超えた超音波検査及び健康診査にかかる費用を助成する</p> <p>【必要性】</p> <p>健康診査未受診者及び少子化対策として、出産までの間、安心して受診ができる環境が必要である</p> <p>【効果】</p> <p>妊娠の経済的負担の軽減と、適切な妊娠一般健康診査の受診を促進することができる</p>	砂川市	
		<p>インフルエンザ任意予防接種費用助成事業</p> <p>【内容】</p> <p>中学生までのインフルエンザ予防接種にかかる費用を助成する</p> <p>【必要性】</p> <p>子どもの予防接種は任意であり費用負担が伴うため、接種しやすい環境を整備する必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>子育て世帯に対する経済的負担</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>の軽減と子どものインフルエンザ重症化を防ぐことができる</p> <p>多子世帯保育料軽減補助事業</p> <p>【内容】</p> <p>市内の保育所利用者に対し、第2子以降の子の保育料を軽減補助する</p> <p>【必要性】</p> <p>少子化対策の一環として、子育て世帯の経済的負担軽減を図り、第2子以降の出産を後押しする必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>子育てにかかる経済的負担が軽減され、少子化の抑制につながる</p>	砂川市	
		<p>病児・病後児保育事業</p> <p>【内容】</p> <p>自宅での保育が困難な病気中又は病気の回復期にある児童を一時的に保育する</p> <p>【必要性】</p> <p>保護者の子育てと就業等の両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備する必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>共働き世帯が増加する中、子育てと就業の両立及び児童の健全な育成が図られる</p>	砂川市	
		<p>学童保育事業</p> <p>【内容】</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>保護者就労等により保育に欠ける児童に対し、遊びの場や生活の場を確保するとともに、保護者に代わって指導員が保育する</p> <p>【必要性】</p> <p>児童の安全と健全な育成を図る必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>児童の安全と健全な育成の場が確保され、保護者が安心して就労することができる</p>		
5 医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業	<p>当番医制の確保・維持事業</p> <p>【内容】</p> <p>休日等における救急医療体制を確保するための輪番制の事業運営費の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療支援事業交付金 ・在宅当番医運営事業委託料 <p>【必要性】</p> <p>休日等における救急患者受入に対応する必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>地域の救急医療体制が確保される</p> <p>看護学生修学資金貸与事業</p> <p>【内容】</p> <p>将来、市立病院に看護師・助産師として従事しようとする者に対し、看護師・助産師の資格取得に必要な修学資金を貸与する</p> <p>【必要性】</p> <p>市立病院の人材確保及び市内就業の促進を図る必要がある</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>【効果】</p> <p>看護師・助産師のI・U・Jターンにより、地域医療の充実及び定住促進につながる</p>		
6 教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業	<p>幼稚園就園補助事業</p> <p>【内容】</p> <p>幼稚園に通う子を持つ世帯に対し、就園費用を支援する</p> <p>【必要性】</p> <p>子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備する必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の人口流出が抑えられ、定住につながる</p>	砂川市	
		<p>小学校教員確保事業</p> <p>【内容】</p> <p>市内小学校の単式学級を維持するため臨時任用教員を配置する</p> <p>【必要性】</p> <p>市内全ての小学生が同等の義務教育を学ぶ環境整備が必要である</p> <p>【効果】</p> <p>児童、教員の負担が解消されるとともに、適正な学校教育により子どもの健全な育成が図られる</p>	砂川市	
		<p>高等学校教育の活性化支援事業</p> <p>【内容】</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>砂川高等学校の活性化のため、各種試験・検定等の受験費用などを助成する</p> <p>【必要性】</p> <p>市内唯一の高等学校は、地域にとって重要な教育機関であり、存続させていく必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>若年者の市外への流出に歯止めをかけるとともに、次代を担う人材を育成する</p> <p>市民体育祭交付金事業</p> <p>【内容】</p> <p>市民体育祭を実施したスポーツ団体に実行委員会を通じて開催経費の一部を交付する</p> <p>【必要性】</p> <p>市民のスポーツ活動を積極的に奨励するとともに、健康増進を図る必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>市民の健康と体力つくりを図ることができる</p>	砂川市	
7 地域文化の振興	(2)過疎地域自立促進特別事業	<p>市民文化祭実行委員会交付金</p> <p>【内容】</p> <p>文化活動を自主的に企画・運営する実行委員会に対する支援</p> <p>【必要性】</p> <p>市民の文化活動に対する意欲向上と、文化伝承の関心を高める必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>文化活動の発表機会が確保され</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>ることにより、人々の「心の豊かさ」を生み、生きがいを持てる地域社会が形成される</p> <p>地域交流センター運営管理委託事業 【内容】 既存施設を有効活用し、舞台芸術や音楽公演など鑑賞の場を提供する 【必要性】 すぐれた芸術文化などの鑑賞機会を提供し、市民の文化意識の高揚を図る必要がある 【効果】 世代間の交流や新たな文化創造が醸成される</p>	砂川市	
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	市民参画及びコミュニティ推進事業 (過疎地域自立促進特別事業)	<p>地域コミュニティ活動支援事業補助 【内容】 町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みへの支援 【必要性】 地域コミュニティの充実・強化を図り、市民と市との協働のまちづくりを推進する必要がある 【効果】 自主的な地域コミュニティ活動が促進され、協働のまちづくりの意識が高まり、協力体制の強化につながる</p> <p>協働の環境づくり推進事業 【内容】</p>	砂川市	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>企業経営者や特色ある活動をしているグループ・サークル等と市長が、今後のまちづくりに向けた懇談を行う</p> <p>【必要性】</p> <p>市民と市が目的や課題などを共有し、相互理解を図るために必要がある</p> <p>【効果】</p> <p>市民と市の相互理解から、まちづくりに対する協働意識の醸成と理解浸透を図ることができる</p>		